

第1節 設立の過程と理念

第1項 設立の要求

1. 第三高等中学校の京都移転と京都帝国大学

京都に移転した第三高等中学校は、明治22(1889)年9月11日、京都市上京区吉田町で開校式を行った。この式に、後に京都帝国大学初代総長となる木下広次は、第一高等中学校長として出席していた。5日前の9月6日、彼は、文部大臣榎本武揚出張に付随行を命ずという辞令を受け取っていた。開校式において、榎本文相は、第三高等中学校を京都に設置した理由に触れ、京都は千有余年の旧都であり、学芸「文華」の源で、その「遺徳流風」は今なお存するものが多く、加うるに山水明媚の「靈境」であるから、本校に入る生徒は校長・教員の薫陶によって、その気風は山と高さを競い、その「徳操」は水と清さを比べ、純粹の日本男児を養成することのできる望みがある、と述べている(『史料神陵史』630頁)。来賓席でこの言葉を聞いたであろう木下は、明治30(1897)年、三高本校が京都帝国大学の本館となった時、どのような感慨を抱いたであろうか。

明治30年9月13日、本学の第1回の入学宣誓式告辞において、木下は大旨以下のように述べている。この文章とはほぼ同じ文章が初代理工科大学長となった中沢岩太の手記「京都大学創立ノ事情」にもある。

日本で帝国大学が起こったのは明治19(1886)年であって(この年、森有礼文相は帝国大学令を公布して、東京大学を帝国大学と改称した)、当時の文部当局者は唯一の大学だけで満足していたのではない。時の文部大臣森有礼の演説や計画をみても、唯一の大学で満足していたのではないことは確かである。

全国に5つの高等学校を設けたのは、アメリカのいわゆる「コーレッジ」を起こさんとする考えであって、それは一種の専門的な教育を意味するものである。今日開かるべき第2帝国大学すなわち京都帝国大学は当時すでに立法者の脳中にあり、今日新たに「設計」されたものではない。森子爵の遺志を継いで計画されたものというべきである(『総長祝式告辞弔辞集』その1、なお、『京都帝国大学史』1943年、7頁参照)。

『京都大学七十年史』(1967年)は、第三高等学校の京都移転について、知事をはじめ京都の心を込めた誘致運動がみられ(創立費として10万円を寄付)、京都市民は教育に熱心であり、第三高等学校の京都移転は、京大の今日の1つの基礎を築いただけでなく、ひいては本学の創立と発展によって、京都を世界的にも著名な学都とする基礎を築いた先覚的事業である、と高く評価している。

2. 長谷川泰らの意見

自由党の衆議院議員長谷川泰は、明治24(1891)年2月20日、衆議院で、「帝国ノ高等教育即大学ヲニツ東西両京ニ各大学ヲ一ツ、而シテ東西両京ニ大学予備門一ツ宛ヲ設ケルコトガ、此ノ日本ノ学問ノ進歩ヲ増シ、即學術ノ真理ヲ発見シテ、我ガ帝国ノ光ヲ外国ニ輝ス」(『衆議院第1回通常会議事速記録第49号』『官報』2291号付録、明治24年2月21日、775頁)ゆえんであると述べたが、その後「京都大学設置の世論が漸く喧しく、大木喬任文部大臣の時にもこの世論に応ずるため新大学設置の計画を廻らした位」(『京都帝国大学史』9頁)であったという。ちなみに、大木喬任が第1次松方正義内閣の文相であったのは、明治24年6月から翌年8月までの間である。長谷川泰は、明治25(1892)年末、京都出身の衆議院議員石原半右衛門らの賛成を得て、「関西ニ帝国大学ヲ新設スル建議案」を第4回帝国議会の時、衆議院に提出した。速記録をみると、明治25年12月24日に、この建議案ともう1つの鵜飼郁次郎提出の海底電線布設に関する建議案が提出されているが、提出されたことが記されているだけで、何ら審議されていない。『時事新報』(明治26年1月11

第2章 京都帝国大学の創設

日付)は、かねてより噂のあった帝国大学新設の建議案が長谷川らによっていよいよ提出されたと述べているから、以前から準備していたものと思われる。

この建議案は、帝国大学が1つしかないので、学術の進歩という面でみるべきものがないだけでなく、競争する大学がないので学生が「怠慢」になりがちであるから、関西に1つの大学を設立することは教育上「最須要」であると信じる、と述べている。別冊をみると、「関西帝国大学予算案」が載っているが、分科大学(後の学部)としては、法科大学・理科大学・医科大学・文科大学が予定されている(『京都帝国大学創立ニ関スル書類』)。

長谷川泰は、現在の新潟県の出身で医学を学び、済生学舎という医学校を経営していた人物であるが(唐沢信安『済生学舎と長谷川泰』1996年)、山口悟郎『長谷川泰先生小伝』(1935年)を繙いてこの建議案が提出された帝国議会の所をみても、この建議案についての言及はない。ただ、この本には、後に本学の医科大学の初代学長となる坪井次郎が済生学舎に講師として行っていたことがあること、『読売新聞』に「東西両京の大学」(東大と本学の法科大学の比較論)という文章を書いたのは五来欣造であることが記されている。この「東西両京の大学」は本となって出版された。著者名は斬馬剣禅である(出版されたのは明治37<1904>年で、現在では講談社学術文庫に収められている)。この本について、本章の西園寺公望文相の京大観をみる項と法科大学の特色を述べる項で言及する。なお、長谷川の伝記は、長谷川と石黒忠恵子^{ただのり}爵とが「隣郡」で親しかったことを強調しているが、新潟県長岡出身の東大総長小野塚喜平次の妻は石黒の娘である。ただ、この結婚は明治34(1901)年であり、小野塚は明治25(1892)年末には帝国大学の学生だった。本学医科大学の設置問題についても、後藤新平の紹介で長谷川の貢献があったことを次項でみるが、長谷川の伝記に第4回帝国議会で長谷川が後藤たちと医事問題で打ち合わせをしたことが出てくる。明治31(1898)年3月には内務省衛生局長の職が後藤から長谷川に代わる。さらにさかのぼると、明治16(1883)年3月、長谷川、後藤たちは、相計って大日本私立衛生会を起こし、衛生思想の普及

に尽力したという(中野操『増補 日本医事大年表』1972年、218頁)。

3. 九鬼隆一「京都大学条例」

前章第6節にもあるように、現在までに明らかになった史料で京都大学という名称が使われた文書の最も早い例は、九鬼隆一が明治24(1891)年8月に起草した「京都大学条例」のようである。九鬼隆一は、嘉永5(1852)年に摂津三田藩家老の子として生まれ、丹波の綾部藩家老九鬼隆周の養子となった。慶応義塾で学んだ後、明治5(1872)年文部省に出仕、明治13(1880)年文部少輔となった。明治17(1884)年文部省を去るが、少輔在任中、「九鬼の文部省」と評されるほどの実力者であったといわれる。その後、米国特命全権公使、初代帝国博物館総長などを歴任した。後に本学の教授となる九鬼周造は彼の4男である。

「京都大学条例」は43条からなる。京都大学は、法・医・工・理・文の5分科大学から構成され、商議会与参事会がある。参事会は総長、各分科大学長、各分科大学教授5名からなるが、商議会は「京都大学商議会ノ稟請ニ依リ勅令ヲ以テ」任じられる総裁を議長とし、両議院議員等の学外者も加わる構成となっている。商議会与参事会という構成は、明治22(1889)年4月に、帝国大学の6名の教官(外山正一、菊池大麓、矢田部良吉、大沢謙二、穂積陳重、巖谷立太郎)の作成した意見書ともいうべき『帝国大学独立案私考』の中にある「帝国大学条例」の構成とよく似ている(ただし、これは29条しかない)。両者はタイトルも似ているが、条文にも似ているものがある。例示してみよう。

(1) 「帝国大学条例」第1条「帝国大学ハ(改行)天皇ノ特別保護ノ下ニ立チ法律上一個人ト均ク權利ヲ有シ義務ヲ負担シ其事務ヲ自理スルモノトス」

「京都大学条例」第1条「京都大学ハ 天皇陛下ノ特別保護ノ下ニ立チ法律上一個人ト均シク權利ヲ有シ義務ヲ負担スルモノトス」

(2) 「帝国大学条例」第6条「帝国大学所有ノ土地家屋其他ノ財産ハ總テ租税ヲ免除ス」

第2章 京都帝国大学の創設

「京都大学条例」第4条「京都大学所有ノ土地家屋及其他ノ財産ハ総テ租税ヲ免除ス」

(3)「帝国大学条例」第21条「教授ハ…(中略)…刑法ノ宣告又懲戒ノ処分ニ由ルノ外其職ヲ免セラルルコトナシ」

「京都大学条例」第34条「教授ハ刑法ノ宣告又懲戒ノ処分ニ由ルノ外其職ヲ免セラル、コトナシ」(周知の通り、大日本帝国憲法第58条は、裁判官に関して、これと同じ規定をもつ。ただし、「又」の部分が「又ハ」となっている)。

もちろん、両者は条文数も異なることからわかるとおり、細かくみると、異なる点も相当ある。例えば、「帝国大学条例」にいう商議会の「議員」中には枢密院議長・文部大臣・宮内大臣が入っているが、「京都大学条例」をみると、「参議会員」中には「文部大臣代理官」が入っているのみであり、商議会の議長となる総裁は、「帝国大学条例」では、「天皇 親王ヲ特選シテ之ヲ親任ス」となっているが、「京都大学条例」では、先にもみたとおり、「京都大学商議會ノ稟請ニ依リ勅命ヲ以テ之ニ任ズ」となっている。会計関係の記述は、「京都大学条例」の方がはるかに詳しく、「京都大学条例」には登録料を納めた卒業生からなる学士会が規定されており、この学士会は「商議会員」の一部を選挙する権利をもっている。

4. 関西地方教育家大集会

明治25(1892)年10月15日から17日まで、京都で関西地方教育家大集会が開かれた。16日付の『日出新聞』付録は、初日の様子を記した文章で、京都府選出衆議院議員石原半右衛門が「西京大学校設立意見」という演説をしたこと、東京の杉浦重剛は来会できなかったが、「教育上の卑見」と題する「演説要領書」を京都の森祐晴へ送ってきたので森が朗読したが、その中で杉浦が「京都には大学を分設する必要がある事を論じた」ことを伝えている。

石原の演説要旨は19日付の同紙付録に載っているが、それをみると、石原は、「新設の大学校」が西京に置かれるべき理由として、西京が衛生的であり、閑静であり、質素であることを挙げ、学生の教育に大切な要素を備えて

いるので、昔から学者は「来京」して家塾を開き、「天下の諸生」も遊学したことからみても学問に適しており、さらには、歴史・美術の研究に便利で、石川・熊本等の高等中学校に連絡をとるにも便利であるといい、さらにこう続けている。また、政府においても、京都地方を将来大学設立の地と認めたように思われる。「明治十三年の頃伏見桃山に於て大学校を新設せんとして敷地の調査を為せしも」、財政の都合で中止した。第三高等中学校を京都に移すに際して、森文部大臣は府会議員に向かって、この学校は「此後大学校に改造すべき目的なりと明言」した、と。

19日付の同紙の2面には、この集会に関して、京都のために喜ぶべきは、九鬼隆一が京都に大学を設置する必要を認め、入洛はできなかったが書を寄せて意見を吐いたのと(その内容は次節第5項で紹介する)、石原が同様に京都大学の設立について述べたことであるとし、「京都大学設立の時運は、蓋し冥々の間に一步武を進めたるを知るに足る、今後いよいよ進んで此の問題の為に熱中せんには、吾輩の希望を達する、亦た甚だ難からざるなり」という文章がある。

第2項 設立の過程

1. 西園寺文相下における設立準備

『京都帝国大学一覧 従明治三十年至明治三十一年』は、京大の最初の一覧であるが、その中に沿革略が記されている。その初めの部分に、京都帝国大学は明治30(1897)年6月18日、勅令第209号をもって設置され、政府が本大学設立の議を確定したのは明治29年西園寺公望文相の時で、第9議会で本大学創立の協賛を得、ここに初めて開設をみるに至った、とある。

明治28(1895)年4月、日清講和条約が調印された。この前月に元文相井上毅が没している(第1章第6節第1項2.「開校の背景」参照)。上記の如く、京大創立の具体的な案が検討されたのは、西園寺文相の時である。西園寺公望は、日清戦争中の明治27(1894)年10月に第2次伊藤博文内閣の文相となり、

第2章 京都帝国大学の創設

同内閣が翌々年9月18日に第2次松方正義内閣に代わってからも引き続き文相を務め、明治29(1896)年9月28日に蜂須賀^{もちあき}茂韶と交代した。京大が勅令によって創設された時点での文相は蜂須賀である。「牧野伸顕文書」の中に「清国賠償金ノ一部ヲ東京及京都ノ帝国大学基本金トシテ交付セラレンコトヲ請フノ議」と題する総理大臣に宛てた文部大臣の文書がある(国立国会図書館憲政資料室蔵)。文書中、帝国大学への進学者の増加を挙げた部分で、明治27年には341人で、本年は448人、明治29年には618人、明治30年には860人になる予定であるとあるから、この文書が書かれたのは明治28年で、大学基本金として、賠償金の内1,875万円が要求されている。この文書は追記で、おって京都帝国大学創立計画案を添付する旨記しているから、講和条約の調印頃には、京大の創立計画が具体的に議論されていたものと思われる。

なお、賠償金の一部は教育基金に組み入れられたが、実際には小学校教育充実のために使われ、京大の創立は直接賠償金に依存したのではない(立命館大学編『西園寺公望伝』第2巻、1991年、235頁、明治財政史編纂会『明治財政史』第1巻、1926年、1019頁以下、第2巻、1926年、290-291頁)。

文相は、大学新設の創立委員として、牧野伸顕(次官)、木下広次(専門学務局長)、永井久一郎(会計課長)、折田彦市(第三高等学校長)を任命し、審議させた。その答申は、①新設大学は京都に設けること、②規模は東京の3分の2とすること、③分科大学は4科とすること、④経費は「大約」創設費を20余万円、維持費を20余万円とすること、であったといわれる(中沢岩太の手記「京都大学創立ノ事情」による。なお、この手記によれば、その後世間の希望を容れて、「創業費」は100万円になったといわれる)。京大に『京都帝国大学創立ニ関スル書類』があり、最初に「秘」の印を押した「京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案」という文書がある。タイトル頁には、西園寺文相、浜尾新帝国大学総長、木場貞長普通学務局長と前記4名の姓が筆で書かれている。「牧野伸顕文書」にも「京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案」という同じタイトルの文書があり、最初の頁から「京都帝国大学創設計画案」の「丁号 第三高等学校処分方案」まではまったく同一である。ただ、その後の文書には両

者に違いがあり、京大のものには、長谷川泰らの提出した建議案の写し(2種類)や明治30(1897)年度文部省所管京都帝国大学經常歳出予定計算書各目明細書参考表なども含まれているので、『京都帝国大学創立ニ関スル書類』は、創設時に初代総長木下広次が所持していたものであろう——すべてではないかもしれないが——といわれる。「京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案」には、書かれた年月日が記されていない。ただ、「傭外国人」の俸給に関し、英貨の基準年月日を明治28年5月1日の相場とするという文章があり、作成された年月日を推定する手掛かりとなっている。なお、文部省内で検討された極めて初期の案と考えられる「京都帝国大学創設計画案」が「木下広次関係文書」の中にあり、「第三高等学校ヲ更メテ京都帝国大学トナス」と原案に書いてあり、それが後に線で消されているところからみて、三高を京大にする案も初期にはあったようである。

2. 創立計画案の概要

上記の「京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案」の要点は以下のようである。

(1) 京都帝国大学入学の程度は、現在の帝国大学(後の東京帝国大学)と同じく、高等学校大学予科卒業の学力程度とする。

(2) 京都帝国大学は第三高等学校の土地・建物等を引き継ぎ、第三高等学校予科の建物は京都帝国大学創立費で建築すること。第三高等学校の位置は、京都帝国大学構内またはその他適当な土地を選定する。

(3) 京都帝国大学は、法・医・文・理工の4分科大学および大学院をもって構成し、設置順序は専門学士の需要が多く、入学学生も多く、東京の帝国大学で学生が「充溢」する分科大学を先とする。具体的には、法・理工・医・文の順とする(実際には、理工科大学が最初に設置された)。

(4) 医科大学は、京都または大阪に新設することを要する。学術・実験上等からみると、大阪に置く方が「便益」ありとする説が多いが、専門家の意見を聞いた上で確定することを望む。

第2章 京都帝国大学の創設

(5) 分科大学の学生定員は、法350人、医400人、文150人、理工400人、合計1,300人の見込みである。

(6) 創立費は新営費18万円、器具新調費2万円、計20万円とし、明治29年度2万円、明治30年度9万円、明治31年度9万円の継続費とする。

分科大学の学科としては、

法科大学 法律学科・政治学科

理工科大学 数学科・物理学科・化学科(純正および応用)・土木工学科・
機械工学科・電気工学科・採鉱冶金学科

医科大学 医学科

文科大学 哲学科・国文学科・漢学科・歴史科

が予定されている。

この創立案と実際の京大設置状況と比べてみると、一番大きく異なることになる分科大学は医科大学である。創立案ではどちらかといえば大阪設置説が強く(もっとも専門家の意見を聞いて確定したいとはされていたが)、創設の予算面をみると、「病室及普通教室ハ在来ノ分ヲ使用ス」とされていて、大阪もしくは京都の府立医学校の「病室及普通教室」を増改築して医科大学を開始する予定であったと伝えられ、医科大学の創立費は極めて少額である。

3. 医科大学設置問題

京大創設の予算案は明治28(1895)年12月、第9回帝国議会に提出された。明治29(1896)年1月14日の衆議院予算委員会の速記録をみると、医科大学の設置場所が問題となっており、大竹貫一が大阪の医学校を京都大学の一部とするのかと質問したのに対し、政府委員(牧野伸顯)は、医科大学は大阪と決めた次第であるが、ただ大阪に決めるについて「少シマダ調査ノ行届カヌ点」もあり、医科大学は本年の予算では要求していないのだ、と答えている。これに対して、大竹は、医科大学を大阪に、他の分科大学は京都に設置するというのは不都合であり、全分科大学を1カ所に集めた方がよいと反論している。

第1節 設立の過程と理念

大阪側の反応をみると、府會議員に反対するものがあり、文部省側は知事と協議するため書記官等を大阪に派遣している（『医科大学（大阪に設置の事）』『大阪朝日新聞』明治28年12月15日付）。これに対し、京都側は、府知事、府会等の地方議会、府立医学校長猪子止戈之助が一丸となって熱心に誘致運動を展開した（例えば、『医科大学に付ての協議』『日出新聞』明治29年1月3日付、『医科大学に関する協議』同前紙1月7日付参照）。『日出新聞』明治29（1896）年1月22日付「医科は京都に決す」という記事は、京大に「属する」医科大学は大阪に置こうという文部省の意向であったが、京都府より京都に置かれたしとの希望をもって委員を東上せしめ、その筋へ稟議中であるが、衆議院の「予算委員分科会」においても、自由党代議士総会においても、医科は他の分科大学と共に京都に置くことに決定した旨、昨日ある方へ通報あり、と述べている。なお、岡山からも誘致運動があったようである（『医科大学（設置場所に就て）』『大阪朝日新聞』明治28年12月18日付。前述の、初期の案と考えられる「京都帝国大学創設計画案」には「医科大学ハ岡山ニ置ク」という文章があり、2本の線で消されている）。

このようにして、医科大学は京都に設置されることになったが、その規模は根本から変更されることになった。既述のように、「京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案」の当初の予定では、府立医学校の教室等を譲り受け、増改築を加えて医科大学を開始することになっていた。ところが、猪子府立医学校校長は、数年前欧州視察（明治25～27年）の時、「病舎」の改良が盛んに行われているのを見、かつ府立医学校「病舎」の数次の拡張に苦心した経験もあったので、このような消極的な案では実施後遠からずしてその機能を発揮できなくなるであろうことを懸念し、時の内務省衛生局長後藤新平と協議したところ、後藤は地位が文部省外であるからという理由で、長谷川泰と協議することを勧めた。長谷川は猪子説に賛成し、直ちに文部省の計画変更の必要性を勧説した。文部省もその意見を容れ、原案を放棄して新たに土地を買収し、全設備を新設する案に変更した。明治29（1896）年3月4日、京大創設予算案が議会を通過した（『京都帝国大学史』17-18頁、『京都府立医科大学百年史』

第2章 京都帝国大学の創設

1974年、67頁)。ただし、医科大学の敷地のための「地所買入及地均(整地の意であろう)に要する経費」は追加予算で請求された。

4. 人 事

「京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案」では、分科大学の設置順位は、法・理工・医・文とされていたが、日清戦争後の経済的要因と、そのことと密接に関係する理系志願者の増加、三高の設備の関係から、理工科大学が最初に設置されることになった。創設時の教官予定者の養成費用は、在外研究員予算が当てられた。明治29(1896)年、まず下記の12名が選ばれ、文部大臣西園寺公望はこのうち法科の4名を晚餐に招待し、激励したといわれている(『京都帝国大学史』20-22頁)。この年9月18日、内閣は第2次伊藤内閣から第2次松方内閣に代わり、西園寺文相は同月28日に辞任した。

〔法科〕

明治29年4月発令

井上 密 (日本法律学校等講師)

憲法・国法学研究のためドイツへ3年

岡松参太郎 民法・国際法研究のため独・仏両国(履歴書によれば
独・仏・伊3国)へ3年

明治29年5月発令

織田 萬 (陸軍経理学校教授嘱託)

行政法および国法学研究のため独・仏両国へ3年

高根 義人 (学習院授業嘱託)

商法研究のため独・英両国へ3年(履歴書によれば当初
2年)

〔医科〕

明治29年7月発令

藤浪 鑑 (帝国大学大学院学生)

病理学・病理解剖学研究のためドイツへ2年

鈴木文太郎 (第四高等学校医学部教授)
解剖学研究のためドイツへ3年
天谷 千松 (第二高等学校医学部教授)
生理学研究のためドイツへ2年
森島 庫太 (帝国大学医科大学助手)
薬物学研究のためドイツへ3年

〔理工科〕

明治29年7月発令

阿部 正義 (鉱山監督官)
採鉱学研究のためドイツへ2年
小川梅三郎 (帝国大学工科大学助教授)
土木工学研究のため英・米両国へ2年
難波 正 (第二高等学校教授)
電気工学研究のため米・仏両国へ2年
朝永 正三 (特許局審査官)
機械工学研究のため独・米両国へ2年

初代総長の人選も進められていた。『日出新聞』をみてみよう。明治29(1896)年4月2日付の『日出新聞』は、初代総長候補の人名を相当挙げている。そのうち、代表的な人物についてみてみよう。同日付の「最近電報」欄は、東京発として、京大の総長は枢密顧問官九鬼隆一もしくは文部省専門学務局長木下広次に仰せつけられるであろう、とする説のあることを伝えている。同年6月17日付の「京都大学総長」という記事を見ると、総長候補については種々風説があるが、目下のところ決定していない、ただ「其向きの説」によると、折田彦市三高校長、木下専門学務局長、外山正一博士、菊池大麓帝国大学理科大学長などの名が挙がっている、という。折田三高校長が有力な候補であったことは他の史料からもうかがえる。「京都大学創立ノ事情」の中に、元来京都大学の設立に主として尽力したのは折田三高校長であるから、世間の多くの人びとは折田が総長になるだろうと思い、折田もある

第2章 京都帝国大学の創設

いはその意なきにしもあらずということだったのに突然内命が木下局長におりたのは云々、という趣旨の文章がある。また菊池大麓は、後に京大の第3代総長となった。『日出新聞』自体は、加藤弘之や細川潤次郎のような人物を総長候補として推薦している(明治29年6月18日付「京都大学総長の候補に就て」)。

翌明治30(1897)年4月1日付「京都大学総長」という記事は、木場貞長普通学務局長が総長に任命されるという者があるという風聞を伝えている。5月18日付「杜鵑啼血」欄は、京大総長はおそらく木下に決定されることになるだろうと報じている(『大阪毎日新聞』も同日木下が「十の十迄」京大の総長に転じるだろうと伝えている)。

木下広次が総長に内定すると、『日出新聞』は、「京都大学総長に望む」(明治30年6月2日付)と題し、京都は育英の地に適しており、総長が30年来「沈衰」している青年の志気を高め、東京の帝国大学に対して関西の文運を振興せしめ、「官臭を帯びざる」豪傑を養成することができるなら、これは人生の「一大快事」ではないかと論じている。

京大に対する熱い期待が伝わってくる文章といえよう。

第3項 設立の理念と期待

1. 創設時の文相の理念

京大創設に具体的に関わった文相は、西園寺公望と蜂須賀茂韶である。この両者が京大の理念を具体的にどのようなものと考えたかを示す一次史料は、現在のところ見出せない。創設時の様々な事情を解明することを困難にしている1つの大きな原因は、この時期の諸記録が文部省に保存されていたと思われるが、その諸記録が大正12(1923)年の関東大震災ですべて烏有に帰していることである(『京都帝国大学史』16頁)。立命館大学編『西園寺公望伝』第2巻によれば、西園寺の描いた京大の理念と京大への期待は、以下のようものである(236-237頁)。

西園寺文相の京都帝大とくにその法科に対する期待には「政治の中心から離れた京都の地に自由で新鮮な、そして本当に真理を探究し学問を研究する学府としての大学をつくらう」という意図がこめられていたといわれる。西園寺の言動が直接の史料として残っているわけではない。然し創立間もない一九〇三年(明治三六)に読売新聞紙上に発表された斬馬剣禅の名による『東西両京の大学』もほぼ同じ主旨の事実を語っているので、大筋はそのような期待と考えてよいだろう。最近の教育史研究もそれをうら書きしているといつてよい。

大学が単一であるということは競争がないことを意味し、学問研究の停滞をまねく。その分野の最高権威とされる教授は、ややもすれば学生に自説からの逸脱を許さず、自由討究の気風を奪うことになる。前記『東西両京の大学』が力説した主旨もそこにあったといつてよい。さらに東京にある帝国大学法科の教授は、どうしてもその学識を政府の仕事に利用され、動員されることになった。…(中略)…事実、教授が行政官である各省の参事官・局長・法制局長官等を兼職した例は多い。この風は法科だけでなく、文科・自然科学や技術系にまで及んでいたのである。藩閥の政権独占に対する民論の批判がかまびすしかっただけに、大学と官界の癒着に対する批判もあったとしてよいだろう。「政治の中心を離れた京都の地に自由で清新な学風」の大学をつくらうという気運が存在したことはたしかだった。

蜂須賀の京大観については、西園寺以上に史料がない。ただ、「京都大学創立ノ事情」によれば、明治30(1897)年、蜂須賀文相は次官、専門学務局長、浜尾新帝大総長、古市公威帝大工科大学長と協議の上、中沢岩太を創立取調委員に任命したが、その時蜂須賀は、京大は東大の「出店」ではないことが必要で、京都に独立の大学を作ることが大切であるという意味のことを述べたといわれる。

なお、『中沢岩太博士喜寿祝賀記念帖』(1935年)によれば、中沢がドイツ留学中、当時文部省専門学務局長であった浜尾新が来独した際、大学の事業調査のための通訳を務めたことがあり、浜尾は京大設立の際、中沢が大学組織に通曉しているのを知悉して理工科大学長に推薦したものと思われるという。ちなみに、中沢の生地を福井とした人名事典と京都とした人名事典

第2章 京都帝国大学の創設

があるが、同前書によると福井生まれが正しいようである。

2. 初代総長の理念と自負

初代総長となった木下広次は、第1回入学宣誓式告辞において、当大学は帝国大学の「支校」でなく、「小模形」でもなく、まったく独立の一大学である、既に一大学であれば固有の生存を有しなければならない、固有の生存をなすには独特の「資性」を具えなければならない、本大学において固有の特性を具えるには、余らと諸君の責任に属すべきものが多い、と述べている。さらに、京大分科大学通則の特色を説明し、この方法が他大学の倣うところとなることを願うと語っている。木下はまた学生に「自重自敬を旨とし自立独立を期す」べきことを期待している。

『教育時論』435号(明治30年5月15日)には、この日以前に木下が語った言葉が出てくる。同誌の「社員」が「一夜」木下を訪ね、雑談の末、ついに京大総長の候補者談に及んだ。木下は答えていう。世間には、ほとんど自分が京大総長に決定されたようにいう人もいるが、本人はそのような内談を受けたことはない。しかし、京大の創立の発起者は自分と西園寺と牧野の3人であるが、西園寺は西洋に遊び、牧野はイタリアの公使になろうとしているので、発起人3人のうち、同大学の「責めを負」うべきはほとんど自分1人となったから、もし他に同大学総長となるべき人がいない時には、自分は自ら進んでも同大学の犠牲とならざるをえない境遇にある。自分自身が総長とならないまでも、従来の関係から、同大学のためにはぜひとも十分に尽力すべき責任があるので、朝にあると野にあるとを問わず、他に適任者がこの位置につくことがあれば、できるだけ尽力してこの適任者を助けなければならない、と。

『教育時論』451号(明治30年10月25日)には、木下の壮大な京都の「大学化」の夢が語られている。すなわち、木下総長はいう。自分は京都を「大学化」しようとし、京大の図書館は開放して何人にも閲覧させ、高等学校・同志社・師範学校・中学校などと連合して、学術講演会を開く計画を立て、すべ

て京都の教育機関を統一して、京都の「故都」(=古都)たる所以の面目を発揮しようと努めつつあり、と。これを受けて、同誌記者は、我らは先に京都をスコットランドのエディンバラに擬して、教育の中心たれと忠告したが、いま木下の談を聞いて、所見の一致を喜ぶ、京都は教育の中心地として大いに「有望の位地」に立ったというべきだ、と記している。

3. 新聞・雑誌の期待

京大が創設された時点での、新聞・雑誌から各1点ずつ本学に対する期待を綴った文章をみておきたい。明治30(1897)年6月29日付の『東京日日新聞』は、京大に対する期待をこう語っている。京大官制は発布され、総長以下の任命も行われ、9月に「始業を見ん」とする状況にある。「これ帝国の文運上特筆大書すべき一大慶事にあらずや」。「およそ時勢は学者を出し、学者またよく時勢を促す」。本邦の文化と社会の進歩を今日にもたらしたものは学者の力であり、今後も学者に俟つものは多い。社会の趨勢がこのようなもので、子弟の大学入学希望者が年々増加している。京大の設置が必要となった所以で、その前途は極めて「多望」というべきである。「しかして京都帝国大学は大学増設の第一歩にして、その効果のいかんは本邦将来の学術界に影響を及ぼすこと極めて大なるものあるに於いて、吾輩は切にその成功を希望するなり」(『明治ニュース事典』第5巻、1985年、118-119頁)。

この記事の翌月、『太陽』3巻15号(7月20日)に、高山林次郎の「京都帝国大学に就きて」が発表された。高山林次郎(樗牛)は、後、本学美学教授に内定して留学を目前にして病のため無念にも留学を断念することになる人物である(『京都帝国大学文学部三十周年史』1935年、21頁)。高山は、京都は「本邦唯一の博物館」であり、この土地に創立される帝国大学に対する自分の希望は、歴史的・文学的分科の設置であり、一言でいえば文科大学の開始を一日も早くしてもらいたい、という(実際には、9年後に設置された)。もっとも、理工科大学が不要というわけではない。「我邦近年に於ける実業の発達

第2章 京都帝国大学の創設

府が是際殊に理工二科を以て、新大学に課したるも、亦応急の処置として極めて妥当なるものなりと称せざるべからず」(76頁)。とはいえ、自己の専門との関係もあって、高山は本学文科大学に対する強い期待をこう述べている(77頁)。

吾等は常に憶ふ、京都は文科大学所在地として適當なること、全国其比を見ざる所なり。文学、歴史、及哲学に関し、東京に於て享受し難き幾多の便宜は、実に京都に於て容易に弁了し得べきものあり。…(中略)…試みに東京にありて本邦の美術を研究するものありとせよ。吾等は其事業の勞多くして効少きを想はすむばあらず。帝国博物館が古代美術〔ママ〕に関して収むるところは。多くは模製品のみ。而かも極めて拙劣なる模製品のみ。加ふるに其数料の貧少を以てす。…(中略)…京都の地は殆ど是の如き一切の不便利を除去するに足らざらむや。…(中略)…本邦の文学に一刷新を加ふる望無しとせず。

第2節 京都帝国大学の設置と4分科大学

第1項 京都帝国大学の設置

1. 設置に関する法令

明治30(1897)年6月18日、3条からなる勅令第209号によって京都帝国大学が設置された(官報公布6月22日)。第1条は、京都に帝国大学を置き、京都帝国大学と称することを規定している。同日、勅令第208号によって、帝国大学は東京帝国大学と改称された。第2条は、京大の分科大学は帝国大学令第9条によらず、法科大学・医科大学・文科大学および理工科大学とすると規定している。帝国大学令第9条によらないことを規定しているのは、帝国大学令第9条には、工科大学と理科大学が別に規定されているからである。第3条は、京大の分科大学とその分科大学中の各学科の開設期日は文部大臣が定めることを規定している。4分科大学の開設時期について述べておくと、まず理工科大学が明治30年に、次いで法科大学と医科大学が明治32(1899)年に、文科大学が明治39(1906)年に開設された。「京都大学の開校期」(『日出新聞』明治29年4月11日付)という記事によれば、京大は明治31(1898)年9月に「開校」する予定であるが、三高の移譲によって建築の点で「多少時日を省」けるので、「開校」期は多少早くなるかもしれないとされていたが、実際にはこの記事の観測より1年も早く開学されたわけである。この第2章は、ほぼ木下広次初代総長の時期——明治40(1907)年7月まで——を取り扱うが、この時期におけるこの勅令第209号の改正は、明治36(1903)年に福岡に第2医科大学が設置され、京都帝国大学福岡医科大学と称されることになった時に、第2条について行われた。従来の京都帝国大学医科大学(第

第2章 京都帝国大学の創設

1 医科大学)は、京都帝国大学京都医科大学と称されることになった。

勅令第209号と同時に、勅令第211号によって京都帝国大学官制が定められた。これは、京大の職員の種類・定員・職務を定めたものである。また、帝国大学高等官官等俸給令(勅令第212号)が公布された。これ以前には、帝国大学高等官官等俸給は、明治30(1897)年4月の勅令第107号帝国大学及文部省直轄学校高等官官等俸給令で定められていたが、京大の設置と同時に帝国大学についてのみ独立の勅令となり、大学教授の官等は6等以上2等以下となっていたのが(帝国大学及文部省直轄学校高等官官等俸給令第1条)、単に6等以上となり、1等となり得ることになったのである。6月22日(官報公布24日)には勅令第219号をもって、理工科大学の講座の種類および数が定められ、同月23日には文部省令第8号によって、理工科大学は9月11日に開設されること、学科は土木工学と機械工学の2学科であることが定められた。7月20日には文部省告示第16号によって、京大の位置は京都市上京区吉田町とし、7月25日より事務を開始することになった。三高は、隣接地(現在の総合人間学部、人間・環境学研究科周辺)に移転することになり、新校舎が建設された。9月6日、三高は新設の大学予科と事務所を新校地に移転した。ただし、三高はまだ専門学部を残していたので、京大の建物はその後も使用した(神陵史編集委員会編『神陵史——第三高等学校八十年史』1980年、423頁)。

2. 設置時の人事

明治30年6月28日、文部省専門学務局長木下広次が総長に、文部省参事官中川小十郎が本学の書記官に任命された。本学設置の具体的な動きが西園寺文相の下で始まったことは既にみたが、西園寺、木下、中川の人生を追うと、いくつかの接点がある。西園寺は若き日にフランスに留学した(明治4<1871>年～明治13<1880>年)。木下も若き日にフランスに留学した。明治8(1875)年にフランスに渡り、パリ大学に入学し、明治12(1879)年11月21日までフランスに滞在していたことは確実である。現在のところ、一次史料では確認できないが、両者がフランスで知り合いになった確率が高い。荒木精之

『熊本県人物誌』（1959年）の木下の項には、彼が「留学中の西園寺公望と相知り、じらい長く西園寺とまじわるようになった^{〔ママ〕}という」という伝聞体の文章がある。

中川と西園寺との関係は、中川の父にまでさかのぼる。中川は慶応2（1866）年に丹波国馬路村（現：亀岡市）に生まれ、叔父の養子になった。中川と西園寺との結びつきの契機は、西園寺が戊辰戦争で山陰道鎮撫使として、馬路村に第一泊地の本陣を置いた時、西園寺に随従して功績を挙げた勤王郷土集団（丹波弓箭組）の統率者の構成員であった実父・養父を介してのものであるといわれる（松本皎「中川小十郎と京都帝国大学設立事情および京都法政学校の創立」『立命館百年史紀要』1号、1993年3月、105頁）。中川は、明治12（1879）年に上京し、叔父中川謙二郎宅から学校へかよったが、この家に書生として寄寓していたのが、本学の第2代総長となる岡田良平である（松本皎「学園創立者中川小十郎の事績抄——中川小十郎先生五十回忌（一九九三年十月）を迎えて」『立命館百年史紀要』2号、1994年3月、226-227頁）。中川は、上京直後西園寺のもとへ挨拶に出向いている（『立命館百年史紀要』1号、106頁）。中川は、その後東京大学予備門に入ったが、この学校は彼の在学中第一高等学校となった。木下は、第一高等学校校長と帝国大学教授を兼任していたから、中川は第一高等学校時代から木下を知っていたものと思われる。中川が後に語るところによれば、帝国大学法科大学を卒業する時「師事」していた木下先生の世話で最初農商務省に入ろうとしたが、同省側の誠意のなさを木下にいったところ、自分は今度文部省の専門学務局長として文部省の改革をしたいから一緒に文部省に入って仕事をしてくれといわれ、文部省に入った、という（『立命館百年史紀要』2号、232-233頁）。木下の入省は明治26（1893）年6月19日、中川の専門学務局入省は7月27日である。この時の文相は、木下の熊本の先輩であり、著名な儒者である木下の実父の門下生でもある井上毅であるが、その後文相は芳川顕正、西園寺と代わった。中川は、西園寺文相時代に文部大臣秘書官となった。木下と中川は、入省した年の10月に京都に出張している。この時、2人は京都で何を語ったのであろうか。ち

第2章 京都帝国大学の創設

なみに、明治30(1897)年11月2日に本学の舎監となった石川一は、第一高等中学・帝国大学法科大学を中川と同時に卒業している。さらにいえば、明治22(1889)年に第一高等中学校を卒業した中川・石川と同期に、井上密・織田萬・岡村司という創設期の法科大学の教授となった人たちがいた。

木下・中川の任命と同時に、初代理工科大学長に帝国大学工科大学教授中沢岩太が任命された。中沢は、本学の教授に内定していた第一高等学校長の久原躬弦(後の第2代理工科大学長、第4代総長)と同校教授山口鋭之助(後の本学教授)と相談の上、京都帝国大学分科大学通則を制定した。この通則は明治30年8月28日に認可され、本学はこの通則を9月3日に達示した(『京都帝国大学史』30頁)。

3. 本学通則

京都帝国大学分科大学通則は、以下のとおりである。

第一章 学年、学期、休業

第一条 学年ハ七月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル

第二条 学年ヲ分テ春秋ノ二学期トス春季学期ハ一月二十一日ヨリ七月十日ニ至リ秋季学期ハ七月十一日ヨリ翌年一月二十日ニ至ル

第三条 秋季学期ノ授業ハ九月十一日ニ始マリ十二月二十四日ニ終リ春季学期ノ授業ハ一月二十一日ニ始マリ七月十日ニ終ル

第四条 冬季休業ハ十二月二十五日ヨリ翌年一月二十日ニ至リ夏季休業ハ七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

第五条 日曜日及左ニ記載スル祝祭日ハ休業トス

秋季皇霊祭

神嘗祭 十月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

春季皇霊祭

第2節 京都帝国大学の設置と4分科大学

京都帝国大学創立記念祝日

神武天皇祭

四月三日

第二章 入学

第六条 入学ハ毎秋季学期ノ始メ一回トス

第七条 高等学校大学予科ヲ卒業シタル者ハ其志望学科ノ属スル分科大学ノ学生タルコトヲ得

但本条ニ依ル入学志望者ノ数分科大学各学科ノ学生定員ニ超過スルトキハ其学科ニ限り特ニ試問ヲ施行シ其成績優等ナルモノヨリ順次入学セシム

第八条 左記ノ資格ヲ有スルモノハ各学科学生ノ定員ニ欠員アル場合ニ限り入学ヲ許可スルコトアルヘシ

一 文部大臣ニ於テ高等学校大学予科同等ト認メタル学校ノ卒業

二 本学ニ於テ執行スル入学試問ノ及第

但此試問ハ時宜ニ依リ高等学校ニ嘱託スルコトアルヘシ

第九条 第八条第二項ニ依リ入学試問ヲ要スル者ハ入学受験料金五円ヲ納付スヘシ

第十条 第七条第八条ニ依リ入学シタル者ハ共ニ各入学科金二円ヲ納付スヘシ

第十一条 入学シタル者ハ父兄(父兄ナキ者ハ親戚ノ中一人)ヲ以テ保証人トナスヘシ

保証人ハ其学生在学中ニ係ル一切ノ事件ニ就キ其責ニ任スヘキ者ニシテ正式ノ保証書ニ市町村長ノ証明シタル戸籍写ヲ添ヘ差出スヘキモノトス

第十二条 入学者ハ一定ノ式ニ依リテ専心勤学ノ宣誓ヲナシ分科大学ニ備フル学籍簿ニ記名スヘシ

第十三条 外国人ニシテ入学セントスル者アルトキハ其志望学科ニ従ヒ特別ノ試問ヲ行ヒ之ヲ許可スルコトアルヘシ

本条ノ場合ニ在テハ第十一条ニ定ムル保証書ヲ要セス本人ノ属スル本邦駐在ノ公使又ハ領事ノ証明書ヲ差出スヘキモノトス

第三章 在学

第十四条 学生ニハ在学証ヲ下付スヘシ

第十五条 学生ハ制帽制服ヲ着用スヘシ

第十六条 分科大学ニ於ケル最短在学期ヲ三学年トス

第2章 京都帝国大学の創設

第十七条 在学ハ同一学科ニ於テ六学年以上ニ亘ルコトヲ得ス

第十八条 分科大学ニ於テハ各学科ニ属スル諸科目ヲ三学年ニ配当シ其授業時数ヲ定メ毎学年ノ始ニ於テ其毎週時間表ヲ公示スヘシ

第十九条 学生ニシテ前条ノ課程ヲ三学年以上ニ亘リテ修学セントスルトキハ毎学年ノ始ニ於テ其学年中ニ出席スヘキ科目ニ就キ担任教授ノ承認ヲ経テ分科大学長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十条 学生ハ各自受教簿ヲ備ヘ必要ナル事項ヲ記入シ担任教授ノ承認ヲ経ヘキモノトス学生受教簿ニ関スル事項ハ各分科大学ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第二十一条 各科目担任教授ハ便宜ノ方法ニ依リ時々学生出席ノ有無ヲ調査シ学生勤学ノ状況ヲ視察スヘシ

第四章 休学及退学

第二十二条 学生ニシテ正当ノ事故ニ依リ五箇月以上修学ヲ中止セントスルトキハ予メ分科大学長ノ許可ヲ得テ一箇年以内ノ休学ヲ為スコトヲ得休学期限内ト雖モ其事故止ムトキハ分科大学長ハ其休学ヲ解除スルコトアルヘシ

第二十三条 学生休学中ト雖モ大学所在地ヲ離レントスルトキハ予メ分科大学長ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四条 学生ニシテ止ムヲ得サル事故ノ為メニ修学ヲ継続シ能ハサルトキハ大学総長ハ退学ヲ許可スルコトアルヘシ

第五章 試問

第二十五条 試問ヲ分チテ科目試問及卒業試問トス

第二十六条 科目試問ハ其授業ノ完了シタルトキ之ヲ施行ス

但数学期ニ亘ル科目ニ在テハ担任教授ハ分科大学長ノ承認ヲ経テ便宜分割シテ施行スルコトヲ得

第二十七条 実験製図等ノ科目ニ在テハ担任教授ノ意見ニ依リ分科大学長ノ承認ヲ経テ特ニ試問ヲ施行セサルコトアルヘシ

第二十八条 科目試問ノ及第及落第ハ担任教授ノ報告ニ依リ分科大学教授会ノ議ヲ経テ分科大学長之ヲ定ムルモノトス

第二十九条 専攻学科ノ各科目試問ニ及第シタル者ハ卒業試問ヲ請求スルコトヲ得

第2節 京都帝国大学の設置と4分科大学

第三十条 卒業試問ノ方法ハ分科大学ニ於テ之ヲ定メ大学総長ノ命シタル分科大学試問委員之ヲ行フ

第六章 卒業

第三十一条 卒業試問ニ及第シタル者ハ帝国大学令第三条ニ依リ卒業証書ヲ授与ス

第三十二条 分科大学ヲ卒業シタル者ハ其学科ニ随ヒ法学士医学士薬学士文学士理学士工学士ト称スルコトヲ得

第三十三条 学科中ノ某科目ノミヲ修了シテ其在学ヲ終ラントスル者ニハ其希望ニ依リ修業証書ヲ与フルコトアルヘシ

第七章 聴講生

第三十四条 学生ノ資格ナキ者ニシテ分科大学々科中ノ一科目又ハ数科目ノ講義若クハ実験ニ出席センコトヲ望ムトキハ学生ノ定員ニ欠員アル場合ニ限り特ニ聴講生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十五条 聴講生ハ年齢十九年以上ニシテ聴講セントスル科目ノ担任教授其学力ノ試問ヲ施シ其科目ヲ修ムルニ堪フルト認ムル者ニ限り之ヲ許可スルモノトス

第三十六条 聴講生ハ所撰ノ科目ノ中途ヨリ出席シ若クハ之ヲ轉換スルコトヲ得ス

第三十七条 本則第二章中第九条第十条第十一条第三章中第二十条第四章第九章及第十章ハ之ヲ聴講生ニ適用ス

第八章 特待学生

第三十八条 學術優等品行方正ナル学生ヲ選ヒテ各分科大学ノ特待学生ト為ス

第三十九条 特待学生ハ毎学年末分科大学教授会ニ於テ其候補者ヲ選ミ大学総長ノ認可ヲ經テ分科大学長之ヲ定ム

第四十条 特待学生ハ授業料ヲ徴収セス

第四十一条 特待学生ニシテ其名譽ニ反スル行為アリト認ムルトキハ之ヲ解除スヘシ

第九章 授業料及用品料

第四十二条 分科大学々生ノ授業料ハ一箇月金二円五十銭トシ数箇月分ヲ纏メテ之ヲ徴収ス毎回徴収ノ期日及金額ハ別ニ之ヲ定ム

第2章 京都帝国大学の創設

第四十三条 理工科大学々生ノ用品料ハ一箇月金一円トシ数箇月分ヲ纏メテ之ヲ徴収ス

但数学科ヲ修ムル者ニ在テハ之ヲ徴収セス

毎回徴収ノ期日及金額ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四条 夏季休業ノ両月即チ七月八月及本学ノ都合ニ依リ臨時ニ全月休学スルトキハ其月分ノ授業料ヲ徴収セス

第四十五条 学生休学中ハ授業料及用品料ヲ徴収セス

第四十六条 学生疾病其他自己ノ都合ニ依リ全月休学スルコトアルモ授業料ヲ徴収ス

第四十七条 聴講生ノ納ムヘキ授業料及用品料ハ其聴講科目ノ数ニ拘ラス其学科ノ学生ト同一トス

第十章 懲戒

第四十八条 学生ノ品行不良学業懈怠ニシテ大学ノ秩序ヲ紊リ学生ノ風儀ヲ害スルノ恐レアリト認ムヘキ者アルトキハ大学総長ハ大学懲戒委員ノ審判ヲ經テ懲戒ニ処スヘシ

第四十九条 大学懲戒委員ハ分科大学教授数名及書記官トシ教授ハ大学総長之ヲ命ス

第五十条 大学ニ於テハ懲戒ノ目ヲ別ツコト左ノ如シ

一 譴責

一 停学

一 放學

第五十一条 学生ニシテ授業料等納付ノ義務ヲ怠ルトキハ大学総長ハ大学懲戒委員ノ審判ニ依ラス直ニ停学ヲ命スルコトアルヘシ

上記の通則を、『帝国大学一覧 従明治廿九年至明治三十年』所載の分科大学通則と比べてみよう。学年は、帝国大学(後の東京帝国大学、以下便宜上東大と呼ぶ)では9月11日に始まり、7月10日に終わることになっている(本学の通則では、7月11日に始まることになっているが、実際には「夏季休業」が7月11日より9月10日までである)。本学も明治37(1904)年に9月11日から学年が始まるように改めた。学期は本学は2学期制をとり、東大では3学期制を

第2節 京都帝国大学の設置と4分科大学

とる。したがって、本学の通則には「春季休業」がない。「京都大学創立ノ事情」によると、その理由は「春季休業」がありさらにこの時期に運動会があると、4月以降夏期に至るまで学生が「充分ノ熱情ヲ以テ習法スルノ実ヲ失スル」に至るからであるという。もっとも、「春季休業」も明治37年の新通則で設けられることになる。

学生に関する規定をみると、本学の通則の方が学生の人格・自主性を重んじる立場を強く打ち出している。東大では学年制(「京都大学創立ノ事情」の用語では「年級制度」)をとり、学年の終わりに、成績によって、昇級・降級・退学を決定するが、全科目の平均点が不良で一定科目以上が不合格であると退学の恐れがあり、かつ2年連続して「降級」すると退学である。本学では科目制度をとるので、不合格の科目のみを再履修すればよいわけである(ただ、この科目制度にも困難な面があることを本節の第2項でみることになる)。本学ではまた最短・最長年限をそれぞれ3年と6年と定めているが、そのわけは、中沢の語るところによれば、理工科大学の諸学科・科目の細目は僅少ではないので、いかに非凡な学生でも習得に3年はかかるであろうし、その倍の年数をかけて卒業できない学生は「成業」の見込みがないものと認定するからである。自立の精神をもって、自己の適否を考え、修学の「便否」も考慮して自己で工夫すべきである、という主旨なわけである。

休学は東大の場合、病気で2カ月以上修学できない時か陸軍一年志願兵として「服役中」の時のみ認められるが、本学では「正当ノ事故」によって5カ月以上修学を中止する時となっており、理由も非修学期間も広くとってある。懲戒については東大の通則では「学生品行不良学業懈怠若クハ疾病等ノ故ヲ以テ成業ノ目的ナシト大学総長ノ認定シタル者」は、分科大学長が退学を命じることになっている。本学の通則では、疾病は理由のうちになく、懲戒の種類も3種類に分かれており、さらに「大学懲戒委員ノ審判ヲ経テ」という手続きが加わっている。保証人のあり方をみると、東大では正・副2名の保証人が必要で2名共丁年以上で東京府内に住み、土地もしくは家屋を有するもの、または本学(東大)で適当と認める者に限ると規定されているが、

第2章 京都帝国大学の創設

京大では、「父兄(父兄ナキ者ハ親戚ノ中一人)」と規定されているだけである。

中沢によると、この京大の通則に対し文部当局は旧来のものと著しく異なるので、簡単には許可しなかったが、当時文部次官は都築馨六であり専門学務局長は菊池大麓であったので、大学の制度に通じていたから、「断然許可セラレタルノ運ニ遇」ったのである。都築が次官で菊池が専門学務局長であった期間は、明治30(1897)年8月2日から10月9日までの間であるが(『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』1981年)、『京都帝国大学一覧 従明治三十年至明治三十一年』には、同年8月28日にこの通則を「定ム」とある。なお、菊池の前任者は木下で、本学の総長と兼任していた。

京都帝国大学分科大学通則は、その後何度か小さな改正を経て7年後に廃止され、明治37(1904)年9月に京都帝国大学通則が制定された。新通則を審議するための評議会は同年7月に開かれ、原案(甲号)を部分的に修正の上、新通則(乙号)が決定された。議事録には修正の理由は記されていない。甲・乙号の部分的な相違点はかなりあるが、大部分技術的なものである。一番大きなちがいは授業料と「入学科」に関するものであり、甲号では授業料は1年25円とされていたのが乙号では35円とされ、甲号では第10条中に「入学科」2円という規定があるが、乙号では削除されている。条文数をみると、甲号の第17条と第18条が一部文章を修正の上合体されて乙号の第17条となった。ただし、乙号には甲号になかった施行年月を規定した条文が1条加えられているから、トータルな条文数では同一である。新通則は、従来通則とは別に制定されていた大学院と「奨学資金」に関する規定を通則中に編入し、各分科大学の規程に委ねた方がよい事項を削除している。新通則では保証人制が廃止され、「春季休業」が新設され、従来7月11日から翌年7月10日までとされていた学年は9月11日から9月10日までとされた。また、懲戒委員の構成メンバーから書記官が除外されている。旧通則では「京都帝国大学祝日」は明記されていなかったが(通則とは別に「京都帝国大学創立記念祝日規程」が定められ、6月18日を祝日としていた)、新通則では「京都帝国大学祝日」は4月1日と規定されている。6月18日でなくなった謎を解くヒントが

第2節 京都帝国大学の設置と4分科大学

明治35(1902)年5月22日に、当時の3分科大学(理工・法・医)長より木下総長に出された上申書にあり、3分科大学長は、6月中旬は卒業試問や学科試験が多く教官・学生共に「心中平時ニ無之」時期なので「真の祝意」を表せないから別の日にしてほしいと述べている(この時は10月18日を希望している)。

第2項 理工科大学

1. 理工科大学の学科・講座

本学に最初に設置された分科大学は理工科大学であった。理科大学と工科大学とせず、理工科大学としたわけは、「京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案」によれば、理・工の2科に属すべき学科のうち、設置すべき重要性が異なるものがあり、最も「急設」を要する科目のみを選ぶ時は、当時の帝国大学(後の東京帝国大学)に比して著しく学科を減少でき、かつ数学・物理学・化学のような科目を理・工2科に共通のものとする事は「教授」上差し支えもなく、経済上の利益もある、というところにあったようである。理工科大学は、その後大正3(1914)年に理科大学と工科大学に分かれ、大正8(1919)年には理学部と工学部になった。創設期の学科の変遷と講座の新・増設をみると、以下のようになる。

〔学科〕

- (1) 明治30(1897)年6月(文部省令第8号)、土木工学科・機械工学科
- (2) 明治31(1898)年6月(文部省令第14号)、数学科・物理学科・純正化学科・製造化学科・電気工学科・採鉱冶金学科増設、計8学科となる。
- (3) 明治37(1904)年8月(文部省令第17号)、数学科・物理学科・純正化学科を9月1日より理学科と改称(4年後に再び数学科・物理学科・純正化学科と再改称)、したがって明治37年には6学科となった。

〔講座〕

- (1) 明治30(1897)年6月(勅令第219号)、数学2講座、物理学3講座、化学

第2章 京都帝国大学の創設

4 講座、土木工学 3 講座、機械工学 3 講座、電気工学 2 講座、採鉱学 2 講座、冶金学 2 講座

(2) 明治32(1899)年 5 月(勅令第203号)、土木工学 3 → 4 講座(1 講座増設)、機械工学 3 → 4 講座(1 講座増設)、電気工学 2 → 3 講座(1 講座増設)

(3) 明治33(1900)年 3 月(勅令第108号)、化学 4 → 5 講座(1 講座増設)

(4) 明治34(1901)年 6 月(勅令第135号)、材料強弱学 1 講座(新設)

(5) 明治35(1902)年 4 月(勅令第147号)、機械工学 4 → 5 講座(1 講座増設)、構造強弱学 1 講座(新設)

(6) 明治36(1903)年 3 月(勅令第68号)、これは福岡医科大学ができたので、福岡医科大学の講座を規定するための勅令であるが、同時に他の分科大学の講座を規定していた従来の勅令を廃止して、従来設置された全講座をこの勅令で改めて規定している。理工科大学の場合全28講座。廃止された勅令は理工科大学の場合(1)の明治30年勅令第219号である((2)~(5)は(1)の改正という形をとっている)。

(7) 明治39(1906)年 4 月(勅令第89号)、数学 2 → 3 講座(1 講座増設)、冶金学 2 → 3 講座(1 講座増設)

(8) 明治40(1907)年 5 月(勅令第187号)、物理学 3 → 4 講座(1 講座増設)

理工科大学の創設準備は、明治28、29年の頃、第三高等学校の教授二見鋭三郎、吉田彦六らによって始められたが、後、中沢岩太が初代理工科大学長に内定してからは、創設計画はすべて中沢を中心に進行した。制度・人事など新方針が決定され、メートル法を早くも採用し、通則のところでも述べたように科目制度を採用した。

科目制度の具体的な手続きとしては、学修の初めに担当教官に受教簿を示して捺印してもらい、終わりにも捺印してもらうとともに、試問を受けて試問成績欄に及落を記入してもらい捺印してもらう方式だったようである。現物の写真を見ると、試問成績欄に及と書いて捺印している教官と、単に捺印しているだけの教官がいる。受教簿は、初めは1枚の長い紙だったが、後には表紙付の小冊子となった。その開巻1頁に、次のような規定が掲げられて

第2節 京都帝国大学の設置と4分科大学

いた(『京都大学工学部土木工学教室六十年史』1957年、43-44頁)。

受教簿取扱規程

- 第一条 本簿ハ各学生々徒京都帝国大学理工科大学ニ於テ修学スル諸学科ヲ証認スルモノナリ
- 第二条 本簿ハ入学ノ際事務所ニ就テ受領シ在学中ハ注意シテ保存スベシ
- 第三条 所属学科入学年月日及ビ備考ノ要件ハ事務所ニ於テ記入スルモノトス
- 第四条 各学生々徒ハ本簿所載ノ学科ノ内就業セント欲スルモノヲ撰ミ受持教員ノ認印ヲ請フテ後其業ニ就クベシ
- 第五条 就業始ノ認印ハ授業開始ノ後二週間以内ニ結了スベシ
- 第六条 一学科ノ就業完了セントスルトキハ就業終ノ欄ニ認印ヲ請フベシ
- 第七条 就業始就業終ノ両欄ニ認印アルモノハ其学科ノ試問ニ出席スルヲ得
- 第八条 試問ノ成績ハ受持教員ニ於テ記入証認スベシ
- 第九条 本簿ニ掲載アル学科(随意科ヲ除ク)ニ於テ総テ及第スルモノハ専修学科ノ範囲ニ於テ論文ヲ作り之ニ卒業試問要求書ヲ添ヘテ差出スベシ

2. 第1回入学宣誓式と第1回卒業証書授与式

明治30(1897)年9月13日、理工科大学入学宣誓式(実質的には本学の第1回入学式)が行われ、14日から授業が開始された。入学者は、この式当時全体で53名で、第一高等学校から19名、第二高等学校から10名、第四高等学校から7名、第五高等学校から10名、山口高等学校から6名、東京帝国大学から転学したもの1名であった(『総長祝式告辞弔辞集』その1、『京都帝国大学一覽 從明治三十年至明治三十一年』に明治30年12月末日現在の在学生の氏名が載っているが、それによると47名である)。木下総長は、告辞の初めの部分で、本日の宣誓は諸君が大学生たる資格を確定する要件であると述べ、理工科大学の設備に言及した箇所、設備の充実に努めることを述べるとともに、学校教育には設備以外に一大要素があり、それは「志操」であるとし、さらに続ける。好学の「志操」がなければ、百の図書・機械、万の標本があっても皆無用の贅物である。大学生は「自重自敬」を旨とし、「自立独立」を期さなければならない。品行は「勇壯質実」で、「謙讓の徳」を養うべきである。

第2章 京都帝国大学の創設

「日本国内工芸百般の事業」は諸君を待っている。ひいては、アジア大陸は諸君の奮闘を待つこと久しい、と。

3年後、明治33(1900)年7月14日、第1回卒業証書授与式が挙行された。卒業生は29名で、土木工学科18名、機械工学科11名だった。創立時、機械工学科の講師で、明治32(1899)年9月に助教授となった金子登は、後年京都帝国大学創立50周年記念式典でこう語っている。創立当時の学生数より「卒業者」の数が少ないのは、科目制度に原因があった。科目制度だと、ある科目が済んだらよし、もしその科目が済まなくても第2年に配当されている科目の講義を聞けるというのでやっていったが、3年間にどうしても「終了」できない科目があるというようなことが起きる。というのは「基礎学」で数学の例をとると、高校を出たての数学の頭が「発達」している第1回の試験にパスしないと、2年目、3年目となるに従って数学の頭が「薄らいで来る」。そういう具合でだんだん停滞して3年で終了しない科目ができる、そこで最低限度の3年で済まないということになって29名しか卒業ができなかったのである、と(『京都帝国大学創立五十周年記念式典 鳥養総長式辞教授感想談』)。「優等卒業学生」は、土木工学科の井上秀二と機械工学科の堀覚太郎で、卒業生総代として井上が答辞を述べている(『京都大学工学部八十年史』1980年、88頁)。井上は、著名な海軍軍人井上成美の兄で、卒業した年の8月に助教授となっている。堀も同月助教授となっているから、両名は本学出身の初めての教官ということになろう(ただし、井上は2年後に退官)。なお、土木工学科では、卒業証書授与式後もその年の内に卒業生があり、明治33(1900)年10月に2名、11月に4名、12月に1名が卒業している(『京都帝国大学一覧 従明治三十七年至明治三十八年』92-93頁)、木下総長は、卒業証書授与式で感慨を込めて、以下のように述べている(『京都大学工学部八十年史』90頁)。

終に臨み今日卒業証書を受領せる諸子に一言す。諸子が嘗て宣誓式場に於て本総長の吐露せし主旨に同意し専心勉学を誓ひて以て本学に入りしより早く已に三年時。方に創業に属し万事意の如くならず諸子をして研学の不便を感ぜしめし事幾何ぞや。只諸子が抱ける一片耿々の氣挫せず屈せず日夕怠ることなか

第2節 京都帝国大学の設置と4分科大学

りしに由りて以て今日此光栄ある式を挙ぐるの結果に達せり。本学は茲に国家の爲め諸子の成業を賀すると共に又諸子が大学創立に与りたるの勞を多とす。

10年後、明治43(1910)年8月26日、木下初代総長の葬儀が盛大に行われた。この時京大卒業生総代として追悼文を読んだのは第1期生の井上秀二だった(『京都日出新聞』明治43年8月27日付)。

第3項 法科大学

1. 法科大学の学科・講座

理工科大学に次いで、2年後明治32(1899)年に法科大学と医科大学が設置された。初期法科大学の学科の変遷と講座の新・増設をみると、以下のようになる。

〔学科〕

- (1) 明治32(1899)年7月(文部省令第35号)、法律学科・政治学科
- (2) 明治36(1903)年9月(文部省令第31号)、上記の2学科の区別を廃止
- (3) 明治40(1907)年5月(文部省令第16号)、法律学科・政治学科

〔講座〕

(1) 明治32(1899)年7月(勅令第321号)、法科大学に置くべき講座は次の23講座。憲法1講座、国法学1講座、民法3講座、「商法、破産法」2講座、民事訴訟法1講座、「刑法、刑事訴訟法」1講座、経済学2講座、財政学1講座、統計学1講座、「政治学、政治史」1講座、行政法1講座、国際公法1講座、国際私法1講座、「法制史、比較法制史」1講座、羅馬法1講座、英吉利法1講座、仏蘭西法1講座、独逸法1講座、法理学1講座。以上が第1条で置くべきとされた講座だが、当面9月より開始すべき講座は、第2条で以下の10講座と定められた。憲法1講座、国法学1講座、民法2講座、^{〔ママ〕}商法1講座、民事訴訟法1講座、「刑法、刑事訴訟法」1講座、行政法1講座、国際私法1講座、羅馬法1講座

- (2) 明治33(1900)年3月(勅令第107号)、「商法、破産法」1講座、経済学

第2章 京都帝国大学の創設

1講座、財政学1講座、国際公法1講座、法理学1講座(これは、(1)の勅令の改正で第2条〈つまり明治32年9月から開始すべき10講座〉の次に(2)の5講座を明治33年4月より開始すべきであるとする第3条を追加したものである)。

(3) 明治34(1901)年6月(勅令第134号)、民法1講座(これで民法は計3講座となる)、経済学1講座(経済学は計2講座)、英吉利法1講座、仏蘭西法1講座、独逸法1講座

(4) 明治35(1902)年5月(勅令第151号)、統計学1講座

(5) 明治36(1903)年3月(勅令第68号)、既述のように、福岡医科大学ができたので、福岡医科大学の講座を規定するための勅令であるが、法科大学の場合、(1)の明治32(1899)年勅令第321号は廃止され、次の21講座が置かれている。憲法1講座、国法学1講座、民法3講座、「商法、破産法」2講座、民事訴訟法1講座、「刑法、刑事訴訟法」1講座、経済学2講座、財政学1講座、統計学1講座、行政法1講座、国際公法1講座、国際私法1講座、羅馬法1講座、英吉利法1講座、仏蘭西法1講座、独逸法1講座、法理学1講座

ここで興味深いのは、(1)明治32(1899)年勅令第321号第2条の商法1講座と(2)明治33(1900)年3月勅令第107号の規定する「商法、破産法」1講座という2つの講座の関係である。(1)明治32年勅令第321号第1条は当初に予定されている法科大学全体の講座23を規定しているが、そこでは「商法、破産法」2講座となっていた。つまり、当初の全体ビジョンの中では「商法、破産法」2講座(このまま設置されると「商法、破産法」第1講座、「商法、破産法」第2講座と呼ばれることになるはずである)、そして当面明治32年9月に開設すべき講座名を定めた第2条ではなぜか「商法」1講座とされ、その7カ月後に開設すべきもう1つの講座名は「商法、破産法」1講座となり、さらに明治36(1903)年には、当初の全体ビジョンと同じ「商法、破産法」2講座となったのである。まず、この頃、なぜ「商法、破産法」講座という講座名がついたのかについて、『京都帝国大学史』と『京都大学七十年史』の説明をみよう。『京都帝国大学史』をみると、「明治三十二年法科大学が開設せら

第2節 京都帝国大学の設置と4分科大学

る、や、商法及び破産法を併せて、商法破産法講座(2講座)が設けられた。蓋し当時の破産法は所謂商人破産主義を採つて、商人に限り破産法を適用すべきものとし、破産法は商法の一部として商法典中に規定せられてゐたから、かく商法と破産法とを併せて講座が設けられたのであらう」(122-123頁)とあり、『京都大学七十年史』には、「明治32(1899)年法科大学が開設せられた当時、商法関係の講座としては、商法破産法講座(2講座)があった」(374頁)とある。商法を専攻した高根義人が法科大学教授となったのは、明治33(1900)年4月2日であり、同日に「商法第一講座担任」を命じられている。翌年9月「英吉利法講座分担」を命じられ、明治35(1902)年9月には「商法破産法第二講座分担」を命じられている。『京都帝国大学一覧 從明治三十三年至明治三十四年』の職員の箇所には、「商法第一講座担任 法学士 高根義人」とあり、翌年版(明治34～35年版)では「商法第一講座担任 英吉利法講座分担 法学博士法学士 高根義人」となり、さらにその翌年版(明治35～36年版)では、「商法破産法第一講座担任、同第二講座分担、英吉利法講座分担 法学博士法学士 高根義人」となる。本学の『文部省往復書類 自明治三十五年至明治三十八年』にはこのことに関して興味深い書類がある。明治36(1903)年3月17日、文部省専門学務局長松井直吉より木下総長宛「貴学法科大学ノ講座中商法一講座商法破産法一講座ト勅令ニ規定シ有之候処右ハ合シテ商法破産法二講座ト改ムルモ差支無之ヤ電報ニテ御回答相成度此段及照会候也」という照会があり、本学は19日に電報回答案を作成、同日発電した。御照会の主旨には異議はないが、ただし、明治32(1899)年勅令第321号には「商法、破産法」2講座とあるので調べていただきたいという旨の文案である。このようにして、「商法、破産法」2講座問題は解決をみたようである。

(6) 明治39(1906)年4月(勅令第89号)、「政治学、政治史」1講座

(7) 明治40(1907)年5月(勅令第187号)、民法1講座(これで民法は計4講座となる)、「刑法、刑事訴訟法」1講座(同講座計2講座)、経済学1講座(同講座計3講座)、法制史1講座、比較法制史1講座

第2章 京都帝国大学の創設

法科大学創設事務は、明治32年初め(『京都帝国大学史』の「法学部年譜」によると2月)、ドイツの大学で学んだ巖谷孫蔵第三高等学校法学部教授に嘱託された。同年7月、木下総長が法科大学事務取扱となり、明治34(1901)年1月に織田萬が法科大学長となった。次いで明治40(1907)年5月、井上密が法科大学長となった。法科大学は、大正8(1919)年に法学部と経済学部に分かれた。

2. 初期法科大学の特質

先に言及した斬馬劍禪『東西両京の大学』の巻頭の部分に、印象的な逸話が述べられている。最初留学を命じられた岡松参太郎、高根義人、織田萬、井上密の新進学士は、ベルリンで学ぶ際、他日吉田山麓の講壇に立つ日を夢み、東大は「官学」であるのに対して、京大は学問の独立をもって目的とし、我らは学問の独立とともに立ち、学問の独立とともに斃れる覚悟をもつべきであるとなし、杯を挙げて協力を誓った後、会合して「新設備」の画策に努めたので、人は称して「伯林党」と呼んだ、というのである。初期京大の教官の若さについては、先の理工科大学の項で引用した金子登も理工科大学の教官の若さを語っているが、法科大学の上記の人びとも若く、特に著名な儒者岡松おうちく夔谷の子、岡松参太郎は帰国して法科大学教授となった時まだ20代だった。同前書は東大と本学の法科大学のちがいを前者が「講義暗誦的注文的、法律学的研究」を主とするのに対し、後者は「自由討究的、訓練的法学的研究」を主とするところに求めている。本学の初期法科大学の特質を考える上で最も重要なのは高根義人の大学論である。高根は、木下総長に大学制度の改革(講座制度の「改正」等)について意見書を出しているが(明治35<1902>年5月6日付、「木下広次関係文書」)、『内外論叢』に大学関係の文章を発表している。「大学の目的」「法科大学ニ就テ」(以上1巻2号、明治35年4月)、「大学制度管見」「欧米大学の校数」(1巻5号、明治35年10月)、「大学制度管見」は後宝文館から出版、さらに大久保利謙編『明治文化資料叢書』第8巻〈教育編〉、1975年、に再録く「大学の目的」「法科大学ニ就テ」「欧米大学ノ校

第2節 京都帝国大学の設置と4分科大学

数」は付録として収録)、「オクスフォード大学法理学ノ講座」(2重傍線略、2巻6号、明治36年12月)がそれである。代表的な論文「大学制度管見」をみると、大学の2目的として、学問の研究と「学問の教授」を挙げ、大学の自治を論じた部分で、次のような5つの改正案を提示している。①総長を教授中より選挙すること、②学長は各分科大学教授中より互選すること(新帝国大学令は教授中より選ばれる評議員については各分科大学教授の互選を定めているから、この同一の方法を学長の任命にも応用したいと思う、と高根はいう)、③教授の候補者は各分科大学の教授会が推薦すること、④教授は「終身官」とすべきこと、⑤それ以外に、評議会や教授会の権限に改正を加え、大学自治の実を収める必要があること。

また「大学ニ於ケル研究」を述べた部分で、「独立研究」の精神を発揮させるために注意すべきこととして、①講義を自由にすること、②「学修」を自由にすること(学生に科目選択の自由を認めること)、③転学の自由を認めること、④教授の待遇を改善すること、を挙げている。高根は、試験制度の改正を述べた部分で、現行の4年制を3年制とし、学科の区別を廃止して、5つのコースとでもいうべきものを提示する。一応学科という名称でいえば①行政学科、②司法学科、③外交学科、④経済学科、⑤法律哲学科、とでもいうべきものであるが、特に名称は付さない。もちろん、3年以上在学して、全科目を聴講・受験してもよい。また、「試験制度ヲ改メ学生ニ自修ノ余裕ヲ」与える必要がある(「法科大学ニ就テ」では演習科を必修とし、「論文試問」を設けるべきことを提唱している)。

明治32(1899)年8月1日に、東大法科大学規程を参考にした本学法科大学規程が制定され、翌日第15条を追加(聴講生への準用規定)、9月14日の最長在学期間の変更という改正をはじめ、木下総長辞任に至るまで何度も改正され、評議会が改正案が否決されたこともある(規程改正の詳細については、高木英明「京都帝国大学(法科大学)の創設期における教育方法の制度化——日本の帝国大学における社会科学の制度化の一断面」『教育行財政論叢』2号、1991年2月、参照)。京大の独自性が前面に現れるのは、明治33(1900)年9月21日の改

第2章 京都帝国大学の創設

正からである。この改正で演習科が正式に規定され——それ以前には教授会の議決によって「随意科」として置くことができるとされていたにすぎない——、この演習科参加の上論文を書くことが義務づけられた。設置された演習科は6つあり、国法、刑法、私法、民事訴訟法、国際法、経済学の各演習科である。明治36(1903)年5月に、さらに改正がなされ、最短在学年数が4年から3年となり(東大は4年制)、法律学科と政治学科という学科の区別が廃止され、試問を受ける科目群が4種類(①弁護士等の実務志望者向きの科目群、②学理研究を志望する者向きの科目群、③行政官志望者向きの科目群、④経済学志望者向きの科目群)に分けられた。高根義人は、明治29(1896)年5月に独・英に2年間留学を命じられ、明治31(1898)年7月に1年間留学を延期し、翌年7月更に半年延期、明治33(1900)年初めにニューヨークに1カ月滞在した後、3月に帰朝、4月に本学法科大学教授となった。翌年1月に、木下総長が法科大学長事務取扱の兼任を解かれ、織田萬が法科大学長となった。その翌年の明治35(1902)年、先にみた「大学制度管見」「法科大学ニ就テ」が発表されている。学生のすぐれた論文は活字になっている。第1期生の佐々木惣一『官吏ノ不法行為ニ因ル国家ノ責任ヲ論ス』、佐藤丑次郎『租税法ト予算トノ関係』は明治37(1904)年に政法協会から出版されている。出版社は有斐閣書房である。両者は共に母校の教官となった。

だが、学年の1年間の短縮と論文制度は国家試験の準備という観点からは不利である。明治40(1907)年5月、規程が改正され、4種試問制度、論文制度、3年制は廃止され、4年制と2学科制が復活した(演習科は存続)。高根はこの年2月4日に依頼免本官となった。5月10日、井上密が織田萬に代わって法科大学長となった。2月8日に、京都法学会の臨時大会と高根博士送別会が開かれた。織田学長は、高根に対する送別の辞の中で、「心志高潔」「用意周緻」な人を失うのは遺憾だが、一方から考えれば尊敬すべき博士が弁護士となられるのは法曹界のためには賀すべきことであり、辞意の理由について「世上ニ揣摩臆測」をなす者がいるが博士自ら「弁明」されるに任すべきだと語り、学生総代水口俊雄は「教導の恩」に感謝するとともに「我法

第2節 京都帝国大学の設置と4分科大学

科大学ニ特有ナル制度ノ創設ニ与リテ大ニ力アリシコトヲ賞揚」した。高根は、自己の才力と体力が学者としてふさわしいものではないことと、「生活問題」としては大学教授があまりにも「薄給」なため、大学教授より弁護士になるのだとし、この職業変更の新例を開いた以上「堅固ナル信念ヲ以テ責任」を尽くすと述べるに止まった(『京都法学会雑誌』2巻3号、明治40年4月、89-90頁)。高根の公式の履歴書には辞職の理由として「病氣」と記されている。『京都日出新聞』は同年5月10日付の紙上で「京都法科規程の復旧を惜む」文章を載せている(初期法科大学について潮木守一『京都帝国大学の挑戦——帝国大学史のひとこま』1984年、参照)。

創設期の法科大学の教官から京都市長になった者が出たことも最後に記しておきたい。井上密と市村光恵と神戸正雄である。ただし、神戸が市長になったのは戦後である。

第4項 医科大学

1. 医科大学の学科・講座

法科大学と同時に、明治32(1899)年医科大学が設置された。創設に主として関与したのは、帝国大学助教授坪井次郎、京都府立医学校長猪子止戈之助、元帝国大学医科大学長三宅秀で、坪井と猪子がまず教授に任命され、それぞれ初代医科大学長と初代医院長に補せられた。附属医院は10月から、内科・外科の診療を開始した(『京都帝国大学史』241-244頁)。初期医科大学の学科と、講座の新・増設をみておこう。

〔学科〕

(1) 明治32(1899)年7月(文部省令第35号)、医学科

学科は医学科のみで、昭和14(1939)年に至って、薬学科が設置されることになる。

〔講座〕

(1) 明治32(1899)年7月(勅令第321号)、医科大学に置くべき講座は次の27

第2章 京都帝国大学の創設

講座。解剖学2講座、胎生学1講座、生理学1講座、医化学1講座、病理学1講座、病理解剖学1講座、薬物学2講座、内科学3講座、産科学1講座、婦人科学1講座、小児科学1講座、外科学3講座、眼科学1講座、「皮膚病学、黴毒学」1講座、精神病学1講座、衛生学2講座、法医学2講座、耳鼻咽喉科学1講座、歯科学1講座。以上が第1条で置くべきとされた講座だが、当面9月より開始すべき講座は、第2条で以下の8講座と定められた。解剖学1講座、生理学1講座、医化学1講座、衛生学1講座、内科学2講座、外科学2講座

(2) 明治33(1900)年3月(勅令第107号)、解剖学1講座(解剖学は計2講座)、病理学1講座、病理解剖学1講座、薬物学1講座

(3) 明治34(1901)年6月(勅令第134号)、「婦人科学、産科学」1講座、眼科学1講座(なお、病理学と病理解剖学各1講座の名称が「病理学、病理解剖学」2講座と改称された)

(4) 明治35(1902)年5月(勅令第151号)、小児科学1講座、法医学1講座、精神病学1講座、「皮膚病学、黴毒学」1講座

(5) 明治36(1903)年3月(勅令第68号)、先にも述べたように福岡医科大学設置のため、福岡医科大学の講座を規定するための勅令であるが、京都医科大学の場合、(1)の明治32年勅令第321号は廃止され、次の18講座が置かれているが、実質的には既に開設されたものをトータルしたものである。解剖学2講座、生理学1講座、医化学1講座、「病理学、病理解剖学」2講座、薬物学1講座、内科学2講座、「婦人科学、産科学」1講座、小児科学1講座、外科学2講座、眼科学1講座、「皮膚病学、黴毒学」1講座、精神病学1講座、衛生学1講座、法医学1講座

(6) 明治38(1905)年3月(勅令第71号)、耳鼻咽喉科学1講座

(7) 明治39(1906)年4月(勅令第89号)、解剖学1講座(解剖学は計3講座)、整形外科学1講座

次いで、福岡医科大学の学科と講座をみることにしよう。既述のように、明治36(1903)年3月勅令第54号によって、第二医科大学すなわち京都帝国大

学福岡医科大学が設置された。

〔学科〕

(1) 明治36年3月(文部省令第8号)、医学科

〔講座〕

(1) 明治36年3月(勅令第68号)、解剖学1講座、内科学1講座、外科学1講座、眼科学1講座

(2) 明治36年9月(勅令第136号)、生理学1講座、医化学1講座

(3) 明治37(1904)年5月(勅令第151号)、解剖学1講座(解剖学は計2講座)、病理学1講座、小児科学1講座、外科学1講座(外科学は計2講座)、衛生学1講座

(4) 明治38(1905)年3月(勅令第71号)、薬物学1講座、内科学1講座(内科学は計2講座)、「婦人科学、産科学」1講座

(5) 明治39(1906)年4月(勅令第89号)、「皮膚病学、微生物学」1講座、精神病学1講座、法医学1講座、耳鼻咽喉科学1講座

(6) 明治40(1907)年5月(勅令第187号)、病理学1講座(病理学は計2講座)

2. 2つの医科大学

明治36(1903)年に京大の1分科大学として福岡医科大学が設置されたのはなぜなのであろうか。福岡医科大学は明治44(1911)年4月に九州帝国大学医科大学となるが、九州大学の通史はその理由をこう説明している。福岡医科大学の設置は、九州帝国大学設置構想が財政上と医師の急需という理由で「縮小実現したもの」で、官制については、文部省内に九州帝国大学医科大学とする意見があったし、独立の大学にすべきだとの世論も強かったが、当時の帝国大学令は単科独立の大学を認めておらず、とりえず京大の1分科大学として開設されることになった。明治36年3月の勅令第54号で福岡医科大学の設置が布告されるとともに、勅令第55号で京都帝国大学官制が改正され、第2条に「総長ハ其ノ職權ニ属スル事務ノ一部ヲ福岡医科大学長ニ委任スルコトヲ得」という1項が追加された。初代福岡医科大学長兼医院長に

第2章 京都帝国大学の創設

は、県立福岡病院長の大森治豊が任じられた(『九州大学七十五年史』通史、1992年、15頁)。

2つの医科大学は、地理的に遠方だったこともあって、人的交流が密だったとはいえないようであるが、明治39(1906)年10月に、福岡医科大学教授高山尚平が京都医科大学教授になっている。なお、両医科大学の交流ではないが、明治36年4月、京大書記官森春吉が福岡医科大学勤務を命じられ、8月に理工科大学助教授堀覚太郎が福岡医科大学の蒸気機関事業の検査を嘱託され、翌年7月に木下総長が福岡医科大学を訪ね、学内を巡視している(『九州大学大学史料叢書』第1輯、1993年、7・8・11頁)。

評議員はどうなっていたのであろうか。明治39(1906)年8月30日、福岡医科大学の森春吉書記官から京大書記官心得石川一宛1通の問い合わせ状が発せられた。内容は、明治32(1899)年10月3日に定められた京大各分科大学評議員手続きは本学にも適用さるべきものと思うが、回答を願うという趣旨のものであった。9月3日、文科大学と福岡医科大学に各1名の評議員を互選することを命じる総長名の達示が書かれ、翌日達示された。

9月25日、福岡医科大学は教授大西克知を評議員に選んだ旨木下総長に報告した(『評議会関係書類 自明治三十二年至明治四十四年』)。大西は、10月5日、正式に評議員に任命された(『九州大学大学史料叢書』第1輯、17頁)。京都医科大学も評議員を出していたから、法的には両医科大学はともに評議員を出していたことになる。ただし、本学の『評議会議事録』をみると、大西が評議員に任じられて以来、木下の辞任した明治40(1907)年7月1日に開かれた評議会までに開催された評議会に、大西は一度も出席していない。おそらく、当時の交通事情のためであろうと思われる(もう1人の評議員である福岡医科大学長も出席していない)。

第5項 文科大学

1. 文科大学の学科・講座

当初予定されていた4分科大学のうち、文科大学が明治39(1906)年に開設された。開設の準備は早くから進められていたが(『木下広次関係文書』の中にも谷本富の文科大学の組織に関する案がある)、日露戦争後の開設となったのは、日露間の緊迫状況という対外的な要因とともに、文部省の一部に東京の文科大学で学生数が定員に満たない時に、京都に文科大学を置くのは「不急の事をおこすもの」という議論があったためだといわれている(『京都帝国大学文学部三十周年史』1935年、9-10頁、『京都大学文学部五十年史』1956年、6-7頁)。

明治39(1906)年6月勅令第135号の公布によって、文科大学中に6講座が置かれることになった。「哲学、哲学史」2講座、心理学1講座、「教育学、教授法」1講座、倫理学1講座、「支那語学、支那文学」1講座である。また、同月文部省令第10号によって、文科大学は9月11日から開設され、哲学科・史学科・文学科の3学科を置くことが規定された。初代文科大学長は狩野亨吉(倫理学講座担当)である。なお、実際には、3学科同時に開設されたのではなく、この年はまず哲学科が開設され、翌年史学科が、さらにその翌年に文学科が開設された(同前2書)。文科大学は大正8(1919)年に文学部となり、「教育学、教授法」(勅令による講座名はこのようになっているが、文科大学規程の科目名では「教育学教授法」である)講座は、戦後設置された教育学部の源流となった。この章で取り扱う時期には、3学科の講座がすべて設置されたわけではない。上記の講座に、次の講座が明治40(1907)年5月勅令第187号によって、設置されるに止まった。国史学1講座、「史学、地理学」2講座、東洋史学1講座、宗教学1講座、社会学1講座、西洋文学1講座。

参考までに、その後明治期に開設された講座を以下に記しておく。

(1) 明治41(1908)年5月(勅令第117号)、「国語学、国文学」1講座、言語

第2章 京都帝国大学の創設

学1講座、「梵語学、梵文学」1講座(以上新設)、東洋史学1→2講座(1講座増設)、西洋文学1→2講座(1講座増設)

(2) 明治42(1909)年5月(勅令第142号)、「美学、美術史」1講座(新設)、国史学1→2講座(1講座増設)、「史学、地理学」2→3講座(1講座増設)、東洋史学2→3講座(1講座増設)、「哲学、哲学史」2→3講座(1講座増設)

(3) 明治45(1912)年5月(勅令第125号)、「哲学、哲学史」3→4講座(1講座増設)

2. 文科大学の特質

『京都帝国大学文学部三十周年史』は、前記の講座を当時の東大文科大学の講座と比較し、次の3つの特質を挙げている。①心理学講座が独立の講座としてあること、東大では、論理学・心理学と合併して設置されている。②中国哲学・東洋史・中国文学がそれぞれ別の講座としてあること。③地理学は、東京では講義は行われていたが、京都では初めから独立した講座を有したことである。地理学を独立講座として史学科の中に置いたのは、史学科創設にあずかった内田銀蔵教授の意見によるところがあり、史学の研究に地理学が必要であり、地理学研究においても歴史の知識が重要であるという見地からのことである。

同前書はさらにこう続ける。上述のことに関して記すべきは、本学創立の当初東洋学の研究に重きを置くという意見のあったことである。このことは、明治42(1909)年4月に開かれた高等学校校長会議の席上、本学概況の説明の中でも言及されたことがあった。しかし、東洋学の研究の進歩は、究極のところでは、洋の東西を問わず諸学術の発展にまたなければならず、文科大学の一切の学科に偏重があるべきではなかったから、講座の増設も研究成果も進み、東洋学だけでなく広く学界において不動の地位を確立して今日に至っている、と。

創立時における東洋学重視の見解との関連で興味深いのは、「京都大学条例」を起草した九鬼隆一の意見である。明治25(1892)年10月、京都で開かれ

第2節 京都帝国大学の設置と4分科大学

た関西地方教育家大集会に「寄送」された九鬼の「京都大学設立考按」の中に以下のような文章がある(『日出新聞』付録、明治25年10月19日付)。今日新たに大学を京都に設置して東京に対峙させ、関東・関西を互いに切磋琢磨させる時は、知識競争・学術普及の法が挙がるだけでなく、文教・風俗の上でも裨益する所があるだろう。これは自分がもっとも切望する所である。日本の大学が「泰西」の大学と対峙して遜色がなく世界の文化に参与すべき責任があることはもちろんだが、それ以外に一種の特色があるべきである。東洋学の「主盟者」たることがそれである。

少なくとも東洋学に在ては欧州諸大学の未だ有せざる名誉を享けざるべからず余は現大学が未だ此地位に達せざるを責むるに非らず近三十年来漸く発達したる大学に於て施設の順序に経済の不足教員の欠乏等より之に及ばざる固より怪むに足らざるなり余が唯新大学^(ママ)に向て此点に注意し力を此に致さんことを欲するに過ぎず若し夫れ学課の創設は必ずしも東西尽く均斉なるを要せず(とせば——引用者)新大学に於て幾分此特色あるも亦可ならずや…(中略)…我京都に於ける大学に特色を備ふるに至ては亦樂しからずや

本学の「東洋学」に対する期待は、既に本学開設のはるか以前から存在していたのである。

第3節 創設期の組織と施設

第1項 評議会の設置と大学財政

1. 評議会の設置

京大創設時の帝国大学令(明治26年8月勅令第82号によって改正された帝国大学令)は、第6条で、帝国大学に評議会を置き、「各分科大学長及各分科大学教授各一名」(つまり各分科大学から計2名)をもって「会員」とし、総長が招集し議長となることを認めている。第7条は、教授で評議員となるものは各分科大学ごとに教授の互選で選ばれ、文部大臣が任命し、任期は3年、再選できることを定め、第8条は、審議事項を次のように定めている。①各分科大学における学科の設置・廃止の件、②講座の種類について諮詢する件、③大学内部の制規、ただし勅令または省令を発する必要があるものはその建議案、④学位授与の件、⑤その他文部大臣または帝国大学総長より諮詢の件、評議会は高等教育に関する事項についてその意見を文部大臣に建議できる。

ちなみに、各分科大学には教授会が設けられ、教授が「会員」となる(第14条)。教授会の審議事項は次のとおりである(第15条)。①分科大学の学科課程に関する件、②学生試験の件、③学位授与資格の審査、④その他文部大臣または帝国大学総長より諮詢の件⁽¹⁾。

京大創設時には、理工科大学しかなかったから、しばらく第6条にある評議会は設置されていなかったようである。明治32(1899)年9月、法科大学・医科大学が開設され、3分科大学となった。同年10月3日、評議会設置のため7日までに各分科大学から教授1名の評議員を出すべきことと、無記名の投票を定める「京都帝国大学評議員選挙手続」が達示された(達示第11号と第

第3節 創設期の組織と施設

12号、達示第11号の立案は10月2日)。選挙の結果、教授の評議員としては、理工科大学久原躬弦、法科大学巖谷孫蔵、医科大学猪子止戈之助が選出された。第1回評議会は同年11月24日に開かれ、評議員全員が出席した。木下広次総長は、この時点では総長であり議長であるとともに、法科大学長事務取扱を兼ねていた。理工科大学長は中沢岩太、医科大学長は坪井次郎である。この評議会で、原案を修正の上、京都帝国大学評議会規程が制定された。その規程は以下のとおりであるが、修正された箇所興味深いのは、「文部大臣若クハ本学総長」が必要と認める時開会する旨の規定から、「文部大臣」が削除されたことである。削除を要求した中沢評議員は、文部大臣は監督権によって総長に本会を開かせることはできるが、直接評議会を開会すべきものではないと述べている。

京都帝国大学評議会規程

- 第一条 京都帝国大学評議会ハ総長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ評議員二名以上ノ要求アルトキ之ヲ開クモノトス
- 第二条 議案ハ総長ヨリ之ヲ評議会ニ付スルモノトス
- 第三条 評議会ハ評議員半数以上出席スルニアラサレハ開会スルコトヲ得ス
- 第四条 総長ハ必要ニ応シ評議員ニアラサル者ヲシテ其意見ヲ評議会ニ於テ陳述セシムルコトアルベシ
- 第五条 議事ノ顚末ハ書記官之ヲ記録シ総長ハ其要項ヲ文部大臣ニ報告スベシ

2. 大学財政

次章で詳しく述べるように、明治40(1907)年に帝国大学特別会計法が制定された。その頃、以前太政官時代の文部大輔の地位にあった田中不二麿は回顧して、政変があって「政費」が増減し、「学校経費」の消長に影響するところが大きかったので、大学の独立・自治を企画し、一大基金を設けて政変以外に「超立」する議を唱えたにもかかわらず、機が熟さなかったのであるが、近年朝野の識者がこのことを主張してくれるのは喜ばしい兆候である、と述べた。京大が創設された頃、「官立学校」の財政は、明治23(1890)年3

第2章 京都帝国大学の創設

月27日に成立した「官立学校及図書館会計法」の下にあった。この法律は、文部省直轄の学校および図書館と、農商務省所管の東京農林学校についての特別会計を規定し、歳入の主体となるのは国庫支出金であるが、それ以外に、授業料・入学試験料・寄付金その他の収入があり、これらを歳出に充てることになっていた。当時の学校特別会計は、各学校ごとに1つの特別会計として独立していたもので、各学校ごとに資金制度があった。さらに、この特別会計の特色として、施設・整備等の臨時的経費に係る歳出金は学校特別会計から除外されていたことが挙げられる(以下にみる創設期における本学特別会計歳出決算額に創立費は含まれていない)。また、当時の学校運営費については、有志家による寄付金が期待されていた(国立学校特別会計研究会『国立学校特別会計制度のあゆみ——国立学校特別会計十年史』1976年、8-9頁)。以下、この法律ならびに初期京大特別会計歳出決算額の推移をみることにしよう。

官立学校及図書館会計法

第一条 文部省直轄学校及図書館並農商務省所管東京農林学校ハ資金ヲ所有シ政府ノ支出金資金ヨリ生スル収入授業料寄付金及其他ノ収入ヲ以テ其歳出ニ充ツコトヲ許シ特別ノ会計ヲ立タシム

第二条 学校及図書館ノ資金ハ従来所有スル蓄積資金政府ヨリ交付シ若クハ他ヨリ寄付シタル動産不動産及歳入残余ヨリ成ルモノトス

第三条 教員事務員ノ俸給諸給旅費器具器械図書標本費授業費試験費生徒ニ関スル諸費事務所費営繕費雑支出其他寄付者ノ指定シタル費途ヲ以テ学校及図書館ノ歳出トス

第四条 学校及図書館ノ寄付金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其約束ニ従ヒ之ヲ使用シ其会計ハ別ニ之ヲ整理スヘシ

第五条 政府ハ毎年各学校及図書館ノ歳入歳出予算ヲ調製シ歳入歳出ノ総予算ト俱ニ之ヲ帝国議會ニ提出スヘシ

第六条 学校及図書館ノ収入支出ニ関スル規定ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 本法ハ明治二十三年度ヨリ施行ス其帝国議會ニ関渉スルモノハ帝国議會開会后ノ会計年度ヨリ施行ス

創設期における本学特別会計歳出決算額の推移は表1-2-1のとおりであ

第3節 創設期の組織と施設

表1-2-1 京都帝国大学特別会計歳出決算額(明治30年度～明治39年度)

年度区分	経常部	臨時部	合計	比較の差 △減
	円	円	円	円
明治30年度	30,076.052	23,592.994	53,669.046	
明治31年度	77,611.800	40,245.153	117,856.953	64,187.907
明治32年度	223,430.119	118,832.113	342,262.232	224,405.279
明治33年度	326,341.937	101,253.525	427,595.462	85,333.230
明治34年度	405,752.505	2,729.880	408,482.385	△19,113.077
明治35年度	471,819.784	64,850.291	536,670.075	128,187.690
明治36年度	612,287.006	61,424.899	673,711.905	137,041.830
明治37年度	648,147.908	99,232.428	747,380.336	73,668.431
明治38年度	747,184.131	12,499.981	759,684.112	12,303.776
明治39年度	862,741.277	22,498.952	885,240.229	125,556.117

る。なお、数字の単位は円である(例えば、明治30年度経常部の金額は3万76円5銭2厘である)。

明治30年度と明治39年度の本学特別会計の歳出決算額を東大と三高の場合と比較してみると(『日本帝国文部省第二十五年報』『日本帝国文部省第三十四年報』による。円未満の単位省略)、明治30年度は東大72万6,273円、京大5万3,669円、三高8万4,632円であり、理工科大学しかない本学特別会計の歳出決算額は三高より少ない。ところが、明治39年度になると、東大109万902円、京大88万5,240円、三高6万1,769円となり、東大の規模に近づいていることがわかる(ただし、この時期には福岡医科大学が本学に含まれている)。

第2項 学位制度と大学院

1. 学位制度

帝国大学令公布の翌年、明治20(1887)年勅令第13号によって、学位令が公布された。これによれば、博士の学位は博士と大博士の2つからなり、学位の種類は、法・医・工・文・理の5つである。第3条によれば、「博士ノ学

第2章 京都帝国大学の創設

位ハ文部大臣ニ於テ大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者ニ之ヲ授ケ又ハ之ト同等以上ノ学力アル者ニ帝国大学評議會ノ議ヲ経テ之ヲ授ク」。大博士は文相が「博士ノ會議ニ付シ」、学問上特に功績ありと認めた者に閣議を経て授ける(第4条)。ただし、実際には大博士を授けられた者はいない。この学位令は、本学が創立された年の翌年の明治31(1898)年12月に勅令第344号によって改正された。学位の種類は増え、法・医・薬・工・文・理・農・林・獣医の9種類となった。

第2条には、

学位ハ文部大臣ニ於テ左ニ掲クル者ニ之ヲ授ク

一 帝国大学大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タル者又ハ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シ帝国大学分科大学教授会ニ於テ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者

二 博士会ニ於テ学位ヲ授クヘキ学力アリト認メタル者

帝国大学分科大学教授ニハ当該帝国大学総長ノ推薦ニ依リ文部大臣ニ於テ学位ヲ授クルコトヲ得

と規定されている。

この学位令の改正には、専門学科の増加と京大の創設が関係していた面があったといわれる。すなわち、「この学位令の改正は、専攻学科の増加と京都帝国大学の創設に対応するものである。改正に当たっての文部大臣請議(公文類聚)では、京都帝国大学にも当然評議會があることから、評議會の議に付すという規定が実行困難になったことを、博士会推薦の規定を設ける理由としている」(梶田明宏「学位に関する統計——明治二〇年および三一年学位令」『東京大学史紀要』5号、1986年2月、24頁)。新学位令第2条の規定によれば、いわば課程博士とでもいうべきもの、いわば論文博士とでもいうべきもの、総長の推薦によるもの(ただし、これは帝大分科大学教授のみに授けられる)、博士会の推薦によるものがあつた。博士会規則は、新学位令と同じ月に勅令第345号によって公布された。授権者はいずれも文相だが、大学と関係をもつのは最初の3つの学位である。また、本学が実際上関係するのは新学位令である。

第3節 創設期の組織と施設

明治32(1899)年から明治40(1907)年にかけて、本学での手続きを経て博士の学位を取得したものの数は表1-2-2のとおりである(『東京大学史紀要』5号、28頁)。なお、総は総長推薦によるもの、論は論文提出によるもの、院は大学院修了によるものである。

表1-2-2 本学での手続きを経た学位授与者数

		明治								
		32	33	34	35	36	37	38	39	40
法学博士	総論院			10			2		3	3
	計			10			2		3	3
医学博士	総論院	1		2		1	3	3	1	1
	院			1	1		2	2	3	3
工学博士	総論院									1
	計	1		3	1	1	5	5	4	5
文学博士	総論院	5		3	1	4	1		3	1
	計	5		3	1	4	1		3	1
理学博士	総論院									2
	計									2
計	総論院			2				2		
	院	1								
計	総論院	6		17	1	5	6	5	7	7
	院		1	1	1		2	2	3	3
計	総論院									1
	計	6	1	18	2	5	8	7	10	11

参考までに、上記の5つの学位を同時期に東大での手続きを経て授与された者の数を挙げておくと、表1-2-3のとおりである(『東京大学史紀要』5

第2章 京都帝国大学の創設

号、27頁)。特に文学博士についていわば課程博士とでもいうべきものが多いのが目立つ。

この時期に本学でいわば課程博士(医学博士)ともいうべきものを取得したのはわずかに1名であるが、それは後述の宮島幹之助のようである。『日本博士録』1巻、1956年に、宮島が明治40(1907)年に医学博士号を取得したことが出ているが、そこに「京大大学院ニ入り定期(規——引用者)試験ヲ経タ者」という説明がある。

表1-2-3 東大での手続きを経た学位授与者数

		明治								
		32	33	34	35	36	37	38	39	40
法学博士	総論院	5		1	2	1	4	1		3
			1	1		2	1	1	1	1
	計	5	2	2	2	3	5	2	1	4
医学博士	総論院						2			
		9	9	8	10	7	7	12	13	13
			1						1	1
工学博士	計	9	10	8	10	7	9	12	14	14
	総論院	10		1	2	3	1			2
		1			1			2		6
文学博士	計	11		2	3	3	1	3		8
	総論院	5	1	1	1	2				1
		1			2	1	1	4		
理学博士	計	8	1	1	10	4	1	6	1	2
	総論院	2								
			2		3	3	1	1	3	3
文学博士	計	2			2		1		1	
	総論院									
理学博士	計	2	2		5	3	2	1	4	3
	総論院									

2. 大 学 院

明治32(1899)年2月21日、京都帝国大学大学院規程が制定された(この時点ではまだ評議会がない)。これより先、同年1月12日に京都帝国大学分科大学通則中に研究生の規定が追加されたが、これは9月12日に廃止されており、事実上機能しなかったものと思われる。大学院規程によると、入学は「入院」とされ、入院時期は随時、「帝国大学分科大学ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者」に入院を認め(第7条)、研究上の便宜のため他の業務に従事することも認められていた(第18条)。最短在院期間は1年(第15条)で、最長在院期間については規定がない。第24条に「研究ヲ完了シタルトキハ論文ヲ作り指導教授ヲ経テ研究事項ノ属スル分科大学長ニ出スベシ 分科大学長ハ前項ノ論文ヲ当該教授会ノ議ニ付シ研究ノ成績ヲ判定ス」とあり、第33条は「大学院学生研究ヲ完了シタルトキハ在院中ノ履歴ヲ詳記シ当該分科大学長ヲ経テ大学総長ニ報告スベシ」と定めている。しかし、本項1.でもみたように、実際にはいわば課程博士とでもいうべきものはほとんど出なかったわけである。

純粹に研究のために大学院に入る者以外に、現在でいえば社会人入学者もあり、徴兵猶予のため大学院に在籍した者もあるらしく、明治39(1906)年9月13日の『評議会議事録』をみると、「徴兵猶予ノ特典ニ関シ大学院学生ニ就キ文部次官ヨリノ注意書ノ件」が議されたことが記述されている。東大で土木を専攻し、大阪生まれのため明治30年代に京大の大学院に籍を置いた永井専三の回想談は、このことを素直に語っている。

私は明治33年東京帝国大学の土木の卒業です。大阪の出身で…(中略)…本を読むのに都合がよいというので京都大学の大学院に入れてもらいました。田辺(朔郎——引用者)先生が指導教授で隔月に1日出校すればよく、半歳に1回研究結果を報告すればよかった。ていのよい徴兵忌避である。本職は住友の別子であった(「入院」後、住友別子銅業所に就職したようである——引用者)。…(中略)…38年まで(在籍し——引用者)、そこで歳が28になったので徴兵検査を

第2章 京都帝国大学の創設

うけた。大学院も初めてのむずかしい条件があり、その条件を緩和してもらうために聖護院御殿にいた木下総長のところへ頼みに行ったりした。中沢岩太先生が理工科大学長であった。機械の直村盛之助君(直村は山陽鉄道に勤務していたようである——引用者)と一緒に総長室へ宣誓に行ったことを覚えている。

(『京都大学工学部土木工学教室六十年史』365頁)

大学院に在籍しながら、医科大学の講師になった人物もいるようである。『評議会議事録』明治34(1901)年1月24日と2月9日をみると、「大学院学生宮島幹之助ニ医科大学講師嘱託ニ関スル件」が議案として載っており、手当の額が問題となっている。『京都帝国大学一覧 從明治三十四年至明治三十五年』の医科大学の職員の項をみると、講師の1人に理学士宮島幹之助の名前がある。宮島が明治40(1907)年に医学博士号を取得したことは既に述べた。後に慶応義塾大学教授となる(『昭和八年毎日年鑑 現代人名録』224頁)。

第3項 附属図書館

1. 附属図書館創設の過程

本学の附属図書館の創立の日は、閲覧の開始された明治32(1899)年12月11日とされている(『京都大学附属図書館六十年史』1961年、1頁)。しかし、実際の図書事務は、本学創立とともに、理工科大学教室の一部に仮図書室を設け、購入図書、文部省・東大・三高・帝国図書館等から移管された本の整理を始めることによって開始されていた。同時に、総長は、書籍等の寄贈依頼状を発送している(『各庁諸向往復書類 自明治三十年至明治三十五年』)。総長自身も蔵書を寄贈している。本学文科大学の英文学の教授に擬せられたこともある夏目金之助(漱石)の日記の明治42(1909)年6月11日には、初代京大図書館長島文次郎からの来簡が記され、翌12日の春陽堂の本多直次郎宛の漱石の手紙をみると、「京都大学図書館長島文次郎氏より別紙の如く申来候については甚だ御面倒ながら文学評論一部御堂より同氏宛にて京都大学へ御寄贈被下度候右用事迄」とある。この寄贈本は現在附属図書館に架蔵されている

第3節 創設期の組織と施設

から(寄贈者は同書の発行者和田静子名義で、同書の第3版が寄贈されている。受入日同年7月15日)、開館後も熱心に収書に努めていた様子がうかがわれる。寄贈図書としては、他に貴族院議員小室信夫(1,700余冊)、谷本富の退職記念図書3,000余冊などがあり、寄託書として有名なものに近衛公爵家の陽明文庫がある。

木下総長は、帝国大学教授時代、明治19(1886)年3月19日より「図書館管理」(後の図書館長)となり、明治22(1889)年10月22日まで勤めるとともに、同年10月11日には帝大図書館新築設計委員になったことがある。したがって、図書館に深い理解があり、先にもみたように、図書館の公開を理想としていた。明治30(1897)年12月、本学は東京帝国大学大学院に在籍中の島文次郎に図書館についての研究を託し、明治32年2月には図書館創立事務を囑託した。島は同年11月6日付で本学法科大学助教授に任じられ、附属図書館長に補せられた。英文学専攻の島が法科大学助教授に任じられたのは、1つには京都帝国大学官制第12条に附属図書館に館長を置き教授・助教授より文部大臣がこれを補すという規定があり、2つには文科大学がまだなかったので法科大学助教授としたのであろう。したがって、島は法科大学助教授ではあるが、『京都帝国大学一覧 従明治三十二年至明治三十三年』の法科大学職員という所をみると、講座の担任はなく単に(図書館長)と記されているだけである。ただし、島は後、文科大学と三高で教鞭をとった(『京都大学文学部五十年史』、『神陵史』)。

2. 開館・尊攘堂・関西文庫協会

開館時の機構は次のようになっていた。

- 図書受付掛
- 目録掛
- 函架掛
- 原簿掛
- 出納掛

明治31(1898)年12月2日には京都帝国大学図書借受仮規則ができ、開館直

第2章 京都帝国大学の創設

前、明治32(1899)年11月29日に京都帝国大学附属図書館規則と同執行手続が制定された。注目されるのは閲覧時間で、「自九月一日至十月三十一日 午前八時ヨリ午後九時迄 自十一月一日至四月三十日 午前八時ヨリ午後九時迄 自五月一日至七月十日 午前七時ヨリ午後九時迄 但日曜日及大祭祝日ハ午後六時ヨリ同九時迄」となっており(執行手続第16条)、「休業中」については、日曜と「大祭祝日」を除いて、12月25日より28日までと1月4日より20日までは午前8時より午後9時まで、7月11日より30日までと8月22日より9月10日までは午前7時より正午までとなっている(執行手続第17条)。ただし、規則上は夜9時まで開館となっていたとしても、明治36(1903)年6月23日までは電灯設備がなく、実際上は夜間開館は不可能だったようである(『京都大学附属図書館六十年史』5-14頁)。

現在の附属図書館の西北にある洋館の建物が尊攘堂で、これは品川弥二郎が吉田松陰の遺志を継いで京都市内に建てたものを、品川の没後、保存委員松本鼎らが協議の結果、所持品全部を本学の附属図書館に寄贈し、かつ大学指定の地に尊攘堂を新築することを文部大臣に願ひでて許可を受け、明治36(1903)年4月に本学構内に竣工したものである。木下総長は、寄贈品を島館長に命じて特別に保管せしめた。島館長は、安全を期するため、通常は附属図書館内の貴重書庫に収納し、必要な時に堂内に陳列することにした(同前書、京都帝国大学附属図書館『尊攘堂誌』1940年)。この尊攘堂は、木下総長辞任直後評議会の会場としても用いられたことがある(『評議会議事録』)。

明治33(1900)年1月、島館長たちによって関西文庫協会が発起され、2月4日に発会式が挙行された。その事務所は当分の間本学附属図書館内に置くとされた。この協会の目的は「文庫ノ事務ニ従事スル者及図書ニ篤志ノ輩相集リ知識ヲ交換シ文庫ノ管理法及図書ニ関スル諸般ノ事項ヲ講究シ文庫ノ利用発達ヲ企画スル」(会則第2条)ものであり、図書館の業務に従事する者や図書に関心のある者なら何人でも会員になった。日本最初の図書館関係誌『東壁』1号は明治34(1901)年4月に発行され、翌年3月4号で廃刊になったが、例会はその後もしばらく開かれたようである(『京都大学附属図書館六

十年史』272-279頁)。

第4項 寄宿舍・運動会

1. 知己の語る木下総長の思想的特質

初代総長木下広次は、明治40(1907)年7月1日に辞任し、明治43(1910)年8月22日、「宿痾の肺患」のため死亡した。武徳会副会長のため、同会関係の大会に出席して疲労したのと天候の不順が死を早めたといわれる。遺骸は遺言によって医科大学で解剖に付され、26日に葬儀が行われた。『大阪毎日新聞』(8月23日付)は、本学法科大学教授岡村司が同紙記者に語った言葉を載せている。この記事によれば、岡村は、高等学校(正確には高等中学校)時代より木下に親炙し、以来最も「親厚」なる関係を続けた人であるが、次のように語った、という。木下先生の一代の事業は教育にある。青年の「元氣」を鼓舞するのを主眼とし、特に撃剣(剣道)を奨励し、英国民がテニスなどの野外遊戯を国民的遊戯とし、「豪健の氣質」を養ったように、日本国民は撃剣を国民的遊戯とすることを主張した、と。また、岡村は、木下が虚礼虚飾を嫌い素朴を尊び、子弟に対しては赤心を胸中において干渉がましいことをしなかった、とも述べている。

また、『京都日出新聞』(8月27日付)は、当時の理工科大学長で、木下の第一高等中学校長時代に同校の教頭であり、明治22(1889)年10月には同校の「寄宿舍組織取調委員」にもなった久原躬弦の談話を載せている。久原はまずこう語っている。木下の教育上の功績は第一高等中学校時代に最もよく現れていたが、その中でも第1に寄宿舍に意を注ぎ、精神教育を施す根本は寄宿舍にありとして、可能な限り学生の自治を認め、自らも寄宿舍に出入りし、あくまで武士道主義を奉じて学生に非常な感化を与えていた。当時の学生仲間の制裁にしても、徒らに機械的なものに止まらず、精神的制裁によってその人自らの良心に廉恥を覚えさせる方法であった、と(寺崎昌男「自治寮制度成立史論——とくに木下広次とその二演説をめぐって」『旧制高等学校史研

第2章 京都帝国大学の創設

究』15号、1978年1月、富岡勝「旧制高等学校における寄宿舎と『校友会』の形成——木下広次(一高校長)を中心に」『京都大学教育学部紀要』40号、1994年3月参照)。

さらに、唐沢富太郎編著『図説 教育人物事典』中(1984年)の木下の項には、木下についての以下のような逸話が紹介されている(248頁)。

こんな話がある。木下の長男道雄は、少年時代、野球選手としてしばしば競技に出たが、木下は常に特技中の「滑り込み」の一技だけはなすべからずと禁止したのである。その理由は、この技は足がまだ塁に達しないうちに体を前に伏して手で塁に触れ、勝ちを得る極めて卑劣な方法である。正々堂々足をもって塁を踏む、いわゆる武士道の公明正大に違反しているからであるというのである。

木下はかつてフランス留学中にイギリスに遊び、テムズ河でケンブリッジ、オックスフォード両大学のボート競漕を見たことがあった。この競漕はあくまでも紳士的に堂々と技を戦わずことに主眼を置いているものである。彼が見ていたとき、甲艇が乙艇を抜いて見事に決勝線に入ろうとし、堤上数万の観衆が拍手喝采、絶賛の声を浴びせようとした瞬間、勝艇のほう我突然「我に手落ちあり、競技のやり直しを乞う」と言ってオールを立てた。この手落ちは、観者はもとより、審判者にすら容易に気づかなかったほどのものであった。これに感激した木下は、これはわが国の武士道に似ているといって(第一高等学校の——引用者)生徒に話し……

たという。

木下はまた狩猟を好んだといわれる。ここで、木下総長に言及したのは、本学初期の寄宿舎や運動会が木下の個性と関連するからである。

2. 寄 宿 舎

明治30(1897)年9月11日、本学学生寄宿舎が「開舎」された。明治38(1905)年12月、いったん閉鎖されたが、翌明治39(1906)年1月再開の告示が出された(京都大学寄宿舎舎史編纂委員会『京都帝国大学寄宿舎誌』1986年、3-4頁、『学内達示書類』)。2月2日の評議会で、木下総長より寄宿舎再開につ

いて報告があった。これより前、1月23日付の『京都日出新聞』は、京大の寄宿舍は、来月5日より再び開設するはずで、目下準備中であることを伝えている(「京都大学寄宿舍再設」)。開舎以来の各年9月末日現在の学生数は、明治30年・24名、明治31年・49名、明治32年・99名、明治33年・96名、明治34年・95名、明治35年・85名、明治36年・81名、明治37年・84名、明治38年・81名、明治39年・57名である(同前書)。

富岡勝の研究によれば、京大寄宿舍「自治」の成立と木下総長の関係は以下のとおりである。京大の創立に際し、木下は学生を「大人君子」として扱い、「細大注入」主義をとらず「自得自発」主義をとるという不干渉の方針に立っていた。木下は宣誓式告示で京都は遊興の地であるとして学生の風紀面を危惧する向きもあるが、自分は本学の青年は場所によって素行を変えるような者ではない「泥中の蓮」であると考えたと述べ、学生の自覚に訴えて不干渉主義を曲げなかった。入舎は希望する学生に対し出願順に認められ、寄宿舍生に対する取締りは行われなかった。当初存在した「大人君子」学生との良好な関係は、明治30年代半ば頃から徐々に変化していった。学生数の急激な増加があり、全国的に中等・高等教育機関の学生・生徒一般に、風紀の緩みが広がり、本学にも波及したことにより、風紀の低下がみられ、木下総長は、明治38(1905)年末、都合により来る12月29日より当分寄宿舍を閉鎖するという達示を発した。しかし、翌年1月、木下総長は、大学寄宿舍が学生の「研学」・修養上重要な1機関たるべきわけは、在舎学生が特に規律あり、「制裁アル」1つの「切磋団体」を組織するところにある云々という告示を出し、入舎希望者を新たに募り、その中から不品行とみられる学生をふい落とす上で、寄宿舍を再開した。新たな寄宿舍の特色は、①「規律アリ制裁アルノ切磋団体」としての一種の「自治」的な道德集団の形成が寄宿舍に求められたこと、②「切磋団体」としての寄宿舍「自治」が舎内だけでなく、大学全体に影響を与えるものとして位置づけられたことである(富岡勝「京都帝国大学における寄宿舍『自治』の成立とその変化」『日本の教育史学』38集、1995年10月、117-122頁)。

第2章 京都帝国大学の創設

なお、明治39(1906)年10月から、手書き原稿を綴った舎内回覧誌が作られた。各巻に独自の誌名がつけられている。例えば、1巻は『吉田之秋』、5巻(翌年2月)は『記念号 白朶集』、9巻(同年10月)は『菊之巻』といった具合である。内容はヴァラエティーに富むが、前の人の作品をみて書いたものもあるらしく、5巻には、「池辺先生」作の「京都帝国大学寄宿舎の歌」があり、その次に「一号室 公」の「寮歌 池辺先生の真似をして我が寄宿舎の歌をつくる」がある。この号は開舎1周年記念号で、総長告示が明治39年2月に出たように読める文章もある(85頁)。なお、この号には、明治40(1907)年2月9日に「ハヤマ」(葉山)から打たれた、寄宿舎記念日を祝し併せて将来健剛の発達を祈る(原文片仮名)という木下広次の電報が収められている。

明治31(1898)年3月の「学資金月額調査」(「木下広次関係文書」)によると、寄宿舎にいる学生の1カ月の費用の合計は13円で、内訳は、①75銭 寄宿舎費、②4円80銭 食費(1日16銭の割で30日分)、③2円50銭 授業料、④1円「用品料」、⑤3円95銭 雑費、となっている。ちなみに、この年の第一銀行の初任給は大卒で35円、帝国ホテルの1泊料金が5円である(週刊朝日編『値段史年表 明治・大正・昭和』1988年)。

3. 運動会

運動会は、明治30(1897)年11月、山口鋭之助理工科大学教授ほか学生数名が運動会設立の認可を総長に願い、翌年春に会が成立した。総長が会長となり、比企忠助教授、学生井上秀二などが幹事となった。『京都帝国大学一覧

従明治三十年至明治三十一年』ならびにその翌年版(明治31~32年版)に載っているのは「京都帝国大学運動会仮規則」だが、その翌年の一覧から「京都帝国大学運動会規則」となった。「仮規則」期には今日の体育会に属する部としてはテニスと野球の2つの部しか載っていないが、「規則」期の初年度には、第1部テニス、第2部弓術、第3部野球、第4部以上に属せざるもの、となり、この後さらに増加していく。このような運動「部」以外に、今日的意味の運動会そのものも行っている。運動会に関する規定は「仮規則」

期にはないが、実際には行われている。当初は「陸上運動大会」(「規則」の表現)だけだったが、後には「水上運動大会」も行うようになった。第1回「陸上運動大会」は明治32(1899)年4月3日に行われる予定だったが、当日が雨天だったため、翌日に行われている(「京都帝国大学運動会」『大阪毎日新聞』同年4月4日付、「京都帝国大学大運動会」『大阪朝日新聞』同年4月5日付)。樺山資紀文部大臣も臨席した。三高や近隣の中学校、師範学校の生徒も参加している。第1回の大会の様子は詳しくわからないが、明治33(1900)年、3分科大学が成立していた時点で行われた第2回大会の様子は、『以文会誌』や、上野弥一郎宛招待状から詳細にわかる。規則上は「陸上運動大会」となっているが、招待状をみると、「京都帝国大学運動会第二回陸上競技大会」という名称になっており、「御来場ノ節ハ…(中略)…男子ハ洋服或ハ羽織袴御着用被下度」とものものしい。職員も競技に参加している。創立当時の運動会は、体育会の組織に止まるものではなく、木下総長の演説によれば、「士気の振作」「体育の奨励」の場であり、競技とは武芸の他流試合であるから、真剣勝負と礼儀が重視されなければならない場である。さらに、それは、全学の親睦の場でもあった。

法科大学教授田島錦治は、運動会幹事長としてこう語っている。教授と学生との関係はただ「学識」の関係にあるのでそれ以外は不要であるというのは、人間を機械視する妄想である。師弟・朋友の倫理的・「社交的」関係を度外視する偏見である。…(中略)…教授と学生とが社交的団体を作って、学業の余暇に協同して運動「遊戯」することとか、学生の団体が競技を行うのに対して大学や教授が奨励・補助を行うのは当然のことである、と(『京都法学会雑誌』1巻1号、明治39年1月、95頁。なお、田島・仁保亀松・中西亀太郎3教授は昔の運動のチャンピオンであると記した新聞記事がある。「京都の運動界」『大阪朝日新聞』明治40年6月18日付)。

『京都市出新聞』明治32年4月5日付「京都学士会」という記事は、「京都大学運動会に就き」、東京を初めとして各地より博士・学士で「来京」する者が多いので、京都学士会は臨時会を開き、文相・菊池大麓東大総長・市長

第2章 京都帝国大学の創設

も参加した、と伝えている。来会者は60余名だったという。この会が開かれたのは、たまたま文相が関西の学校の視察中だったということと関係している面があり、運動会だけが原因ではないが、本学創立当初の運動会のもつ重みを示すエピソードではある。福岡医科大学でも明治36(1903)年12月に「福岡医科大学学友会運動部創設主意書」を出している(「木下広次関係文書」)。

〔注〕

- (1) 明治19(1886)年3月、勅令第3号「帝国大学令」が公布された。文部大臣は森有礼である。評議会の構成員は評議官と呼ばれ、文部大臣が各分科大学の教授より各2名を「特選」することになっており、評議会の審議項目は、①「学科課程ニ関スル事項」、②「大学院及分科大学ノ利害ノ銷長ニ関スル事項」の2つである。教授会についての規定はない。

明治25(1892)年9月、勅令第75号(文部大臣河野敏謙)による改正によって、評議官2名のうち1名は分科大学ごとに教授による互選で選ばれ、文部大臣が任命することになった。もう1名は、各分科大学長と法科大学教頭が職務上当然評議官となる(法科大学長は、明治19年3月以来総長が兼任することになっていたから、法科大学のみは教頭が評議官となる)。

明治26(1893)年8月、勅令第82号(文部大臣井上毅)による改正によって、法科大学長は総長の兼任ではなくなるが、京大法科大学創設時には木下総長がもともと帝国大学(後の東京帝国大学)法科大学教授であったためか、当初は総長が法科大学事務取扱となっている。井上毅文相時の改正によって、教授会、講座制、名誉教授に関する規定が置かれ、同月(明治26年8月)勅令第83号によって「帝国大学官制」が公布された。この官制第2条第2項に、森文相時に公布された帝国大学令にはない大学人事についての総長の具状権・専行権が規定された。すなわち「総長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ関シテハ之ヲ専行ス」という規定である(もっとも、この規定は、早くは東京開成学校時代の学則にあり、明治10年代の東京大学職制にもあった。寺崎昌男『日本における大学自治制度の成立』1979年、279頁)。

第4節 大学自治をめぐる風景

第1項 戸水事件と法科大学

1. 戸水事件

明治33(1900)年、東京帝国大学法科大学教授戸水寛人は、強硬な対外政策論を発表し始めた。ロシアとの開戦論が高まった明治36(1903)年5月31日、近衛篤磨と会合した戸水寛人、富井政章、寺尾亨、金井延、高橋作衛、小野塚喜平次(以上東大法科大学教授)、中村進午(学習院高等科教授)の7名は桂太郎首相と小村寿太郎外相を訪問し、対露強硬意見を述べることに決め、翌日桂と小村を訪問した(小村とは会えなかった)。7名は、6月7日に「建議書」を作成し、10日に桂首相らに届けた。ほぼこの頃、彼らを7博士と称する人たちが出始めた。なお、いわゆる7博士のメンバーは時期によって変化があり、後には富井、小野塚が抜けて、岡田朝太郎と建部遯吾が加わった。24日、戸水らは、「建議書」と同一の趣旨で文章もほぼ同じ覚書を公表した(戸水寛人『回顧録』1904年、復刻版1986年、『続回顧録』1906年、復刻版1986年)。この日の夕方、戸水たちに山川健次郎東大総長から呼出状が届けられた(『回顧録』298頁、『男爵山川先生伝』1939年、121-122頁)。25日、ほぼ同時刻に訪問した戸水、寺尾、小野塚に向かって、山川は、「満州問題」について意見を述べるのは悪くないが、慎重な態度をとるように要請した。総長がこのように述べたのは、桂首相たち「閣員等」が7博士の行動は穏当を欠くとし、当時の菊池大麓文相に干渉を迫り、文相が山川に迫ったという背景があった(『男爵山川先生伝』122頁)。同年7月に文相は児玉源太郎の兼任となり、9月に久保田譲に代わった。翌明治37(1904)年2月、日露戦争が勃発した。4

第2章 京都帝国大学の創設

月2日に久保田文相は戸水の家を訪ねたが、戸水が病気のため会えなかった。翌日、戸水が書簡を送り4日の会見を求めたところ、2日は天気がよかったから散歩の途中立ち寄ったのみで特別の用件はなく、4日は先約があるので、他日「閑話」しようという返事が来た。戸水は、この当時文相は自分の言論・行動に干渉する意志はなく万一あったとしてもその「意未ダ甚ダ切ナラズ」と後年回顧している(『統回顧録』13-14頁)。

戸水は、明治37(1904)年9月25日、「満州」占領を説く「亜細亜東部ノ覇権」と題する講演を行い、印刷物にして配布するとともに、『外交時報』に発表した。この論文は、内外に反響を巻き起こした。11月12日、山川総長は戸水と会い、中村進午の「満州」占領論が中国人の感情を害し外交上「不便」をこうむっているが、貴君の「亜細亜東部ノ覇権」もそうなるであろう、今後このような論文は公にしないでほしい、これは文相より総長を経由しての貴君に対する「訓言」である、伝達者は文相であるが、実は「内閣一同」の希望である、と述べた(『統回顧録』30-97頁)。明治38(1905)年3月6日国際法学会における戸水らの講和条件の議論に際しても、久保田文相は山川総長に手紙を送って、注意を喚起した。5月の日本海海戦勝利の後、6月14日早朝、戸水たちの決議文「講和条件ノ最少限度」が新聞に発表されると、文相は同日直ちに山川総長に宛て、官吏は政治問題について言動を慎むべきであり、この点で不都合のないように訓戒を加えるべき旨の内訓を発した。戸水は、7月10日『外交時報』に「講和ノ時機果シテ到リタルヤ」と題する論文を発表し、政府の姿勢を批判した。当局は、この論文を読んで、ついに戸水の処分を検討するに至ったといわれる。8月24日、文官分限令第11条第1項第4号によって戸水に休職が命じられた。前日、文相に会った山川総長は、官庁事務の都合によって戸水を休職にすることを「申し渡され」、その処分の不条理なる理由を論じ、この処分が決行されれば、大学内に「騒動」が起きることを「忠言」した(『男爵山川先生伝』125-129頁)。

東大法科大学は、総長や文相に上申したり抗議の行動を行い、『国家学会雑誌』19巻10号(10月1日)は、論説欄をすべて学問の独立と大学教授の地位

および戸水教授の休職事件に関する論文で埋めた(笈克彦の論文のみ次の号に続いている)。戸水は、文官分限令第11条第1項の、官吏は次の各号の1に該当する時は休職を命じることができる、の第4号「官庁事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ」で休職処分に付されたが、小野塚喜平次は同誌所載の論文で、その不当性をこう論じている。戸水教授の「就職」している東京帝大という官庁の事務とは何か。「教務」とこれに付随する「職務」である。東大の都合をみると、戸水の担当する「羅馬法」講座は必要不可欠であるだけでなく、「勅令規定」の命じる講座である。その担当教授に事務の都合上休職の必要があると命じるとは、天下にこれほどの矛盾はない。しかも、今日の処分は、手続上大学に関する従来の慣習法を無視している。「学科課程」に関する重要な項目、教授・助教授の任免に関するようなことは、まず当該科学大学の意見を聞くという慣習法があり、帝国大学は事実上多くの自治権をもつだけでなく、法令上、評議会・教授会等の権限は明文をもって規定されている。文相は今回これらの機関に諮詢することなく、専断的に命令を発している、と。

山川総長は、休職処分直後に招集された法科大学教授会の上申によって、今回の休職処分措置の誤りに気づいた。東京帝国大学官制第2条第2項は「総長ハ高等官ノ進退ニ関シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ関シテハ専行ス」と定めており、高等官である戸水教授の進退に関しては、総長自身の具状が必要であった。山川は、当時このことに気づかず、文相の内命のままに、自己の本心を枉げて休職の申請をし、「政権」の干渉を独立の学府に導くことになった不明を恥じ、総長の職に留まりえないとの決心をするに至ったといわれる(同前書、130-131頁、『東京大学百年史』通史二、1985年、165-166頁)。8月31日、以後もっぱら貴族院議員として国家のために尽力したいという理由で、山川は文相に辞表を提出した。この辞表は、12月2日に受理された。その後、戸水、小野塚らの辞表提出、後任総長に発令された松井直吉農科大学教授の辞表提出を経て、久保田文相も辞表を提出、12月14日に桂首相が文相を兼任することになり、翌明治39(1906)年1月29日(『続回顧録』438頁)、

第2章 京都帝国大学の創設

戸水の教授復職が実現した。『東京大学百年史』通史二は、この事件の論点として、①大学教授の言論の自由の問題、②教官の任免に関する手続きと地位保障の問題、③国家行政権と大学自治権との関係の問題を挙げ、戸水らの言論活動が対露強硬論であった点で、日本帝国「膨張」政策の推進を志向するものであったが、休職事件を契機とするその後の経緯において、①「官庁ノ都合」をもって大学教官の地位を左右すること、文官分限令を大学教授へ機械的に適用することの問題性が学内の合意を得て主張され、②講座担当者の専門性の重視が説かれ、③総長の進退に関する文相の恣意的な判断や処置の不当性が批判されるなどの大きな変化があったとみるべきであろう、と述べている(170-171頁)。

2. 京大法科大学の対応

戸水事件について、本学法科大学では早くから不当・違法処分であるとして、「夏期休業中」より種々協議してきたが、明治38(1905)年9月9日会合を開き、意見書を作成し、9月11日に法科大学長織田萬は、木下総長に「教授会議」(教授会ではない)で意見をまとめたので、この意見書を文部大臣に伝達してほしいと依頼した。同日、木下は文相にこの意見書を「進達」した(「戸水教授休職と京都法科大学」『京都日出新聞』明治38年10月5日付、『機密書類 明治三五年一昭和二五年』)。同日、織田は木下総長にこの件で強い調子の手紙を出している(「木下広次関係文書」)。また、休職処分が発表されると、本学法科大学の千賀鶴太郎、春木一郎、仁井田益太郎、高根義人らは「懇篤ナル手紙」を戸水に送った(『続回顧録』337-338頁)。これらの戸水宛の手紙の内容は不明であるが、次項で触れる出来事からみて、千賀鶴太郎の手紙は特に「懇篤」を極めたものであったであろうと推定される。上記の意見書は以下のとおりである(『機密書類』)。

東京帝国大学法科大学教授法学博士戸水寛人ニ対スル休職処分ハ左ノ理由ニ
因リ官吏ノ分限ヲ害シタル不当処分ト認ム

一 処分ノ原因若シ単ニ文官分限令第十一条第一項第四号ニ従ヒ官庁事務ノ都

第4節 大学自治をめぐる風景

合ニ依ル必要ニ在リトスレハ該規定ハ畢竟当該官庁事務ノ都合ニ付テ云フモノニシテ本問ノ事実ハ全ク之ニ反ス本人ハ俄ニ他人ヲ以テ代ヘ難キ職務ニ在リテ其休職ハ却テ事務ノ進行ヲ阻害スルノミ毫モ該規定ノ予想スルカ如キ事実ナシ

- 一 処分ノ原因若シ本人カ時局ニ関シテ為シタル言動ニ在リトスレハ官吏服務規律ニ違反シタルモノトシテ文官懲戒令ニ依ル手續ヲ採ルハ別論ナレトモ文官分限令ヲ適用シテ休職ヲ命スヘキ限ニ在ラス
要スルニ本人ノ言動ノ是非ハ姑ク舍キ文部大臣カ右ノ如ク法令ノ適用ヲ誤リテ官吏ノ分限ヲ害シ又更ニ学務ヲ弛廢セシメントスルハ利害ノ最モ直接ナル京都帝国大学法科大学ノ黙過スルコト能ハサル所ナリ茲ニ理由ヲ開陳シテ速ニ不当処分ノ取消アランコトヲ望ム

ところが、文相はこの意見書を教授会の議決と誤認し、意見書の内容は教授会の議決事項に属さないという理由で、15日付で差し戻した。19日に、織田は、この意見書が教授会の議決ではない旨の弁明を添えて、文相に再び送付した。この時は、学長名ではなく、「京都帝国大学法科大学教授総代」名義で署名している(『機密書類』)。文相は、これに対し、一覽の上返付するとしてまた差し戻した。そこで、本学法科大学では9月29日に臨時集会を開き、以下の勧告書を提出することに決め、一同連署の上『教育時論』(738号、明治38年10月15日)によれば、10月3日、『京都日出新聞』(10月5日付)によれば10月4日、これを文相宛発送した。この勧告書の写しは京大に保存されていないが、『教育時論』や『京都日出新聞』に掲載されている。共に平仮名で記されているが、上記意見書からみて、片仮名のものが正式のものと考え、片仮名に変更しておく。

某等謹テ久保田文部大臣閣下ニ白ス曩ニ東京帝国大学法科大学教授法学博士戸水寛人ガ休職ヲ命ゼラル、ヤ書ヲ裁シテ閣下ニ呈シ其処分ノ速ニ裁撤セラレンコトヲ望メリ閣下初メハ見テ以テ越権ノ所為ト為シ再ビニシテ幸ニ一覽ヲ經ルコトヲ得タルモ遂ニ答ヘラレズ夫レ処分ノ不当ニシテ且ツ違法ナルコトハ某等既ニ之レヲ指斥セリ殊ニ頃日新聞紙報ズル所ノ東京諸同僚ノ上書義理明白情至リ意尽ク閣下ノ明敏ニ理通ズルヲ以テシテ豈此ニ察セザランヤ閣下嘗テ長ク

第2章 京都帝国大学の創設

職ニ文部ニ在リ挂冠ノ後モ常ニ意ヲ学制ノ改善ニ用ヒ其貴族院ニ在テ為セル侃
諤ノ議論ノ如キハ世人ノ喜デ傾聴セシ所ニ非ズヤ而シテ今ハ則チ此ノ不当不法
ノ処分ヲ敢テス某等竊ニ閣下ノ為メニ之ヲ惜ム然レドモ想フニ斯ノ如キハ素ト
閣下ノ心事ニ非ズ蓋シ止ムコトヲ得ズシテ此ニ至レルナラン唯閣下ノ職ハ宜シ
ク毅然トシテ学問ノ独立ヲ保障シ以テ官権ノ逼害ヲ防グベカリシニ事茲ニ出デ
ズ却テ漫然トシテ付和シ法令ヲ曲解シテ官吏ノ分限ヲ侵犯シ大学ノ教務ヲ荒廢
（『京都日出新聞』では曠廢——引用者）セシム閣下安ゾ其責ヲ辞スベケンヤ願
クハ速ニ戸水寛人ノ復職ヲ命ジ以テ閣下ノ心事ヲ明ニシ且過ヲ改ムルニ憚ラザ
ルノ雅量ヲ示セ敢テ三タビ進言シテ閣下ノ反省ヲ仰グ頓首

その後、実質的に戸水事件解決直前の12月8日付の『京都日出新聞』の記事「東京大学紛擾事件と京都大学」は以下のように述べている。東大紛擾事件（戸水事件）は、今や我学界の一大問題となった。この事件の原因である戸水休職問題については3度まで意見書を提出した京大法科大学教授諸氏はどのような態度をとるかということ、いずれも学問の独立を期し学界の基礎を強固ならしめるために東大と同一の態度をとることを辞さない決心で、既に某教授は個人の資格で東大の某氏と交渉し、各教授は協議し再び文相に「注意書」を送るべしといい、辞職を勧告すべしと語り、むしろ東大諸教授と一致して辞職すべしといい、いろいろ議論がある由であるが、とにかく場合によっては袂を連ねて辞職することもあるも、この場合学問の神聖を汚さないようにする決心を有している由である。なお、「前号の本紙」に一同がすでに辞表を提出したように報じたのは、まったく以上のことの「誤聞」である、と。

戸水は、京大に対する感謝の言葉を記している。「余ハ京都帝国大学ノ諸氏ガ余ニ対シテ多大ノ同情ヲ寄セラレタルヲ知ルガ故ニ心ニ於テ大ニ感謝スル所アリタリ」（『続回顧録』341頁）。

第2項 千賀博士の談話と文部省

1. 千賀鶴太郎の対外政策論

『外交時報』8巻6号(明治38<1905>年6月10日)に、戸水寛人が同年5月27日に書いた「戦争の継続」という論稿とともに、京大法科大学教授千賀鶴太郎が前年11月に倉敷で行った講演速記録「日露平和克復の条件に就き挙国一致を望む」が載っている。両者の「対外硬」の主張は基本的に同じである。千賀の速記録には、同年5月下旬に書かれた緒言が付されており、そこで千賀は、バイカル以東の要害の地を日本の版図に入れないで講和するのは50億円の償金を得たとしても、「禍の基を作るもの」であることを強調している(48頁)。この年の6月16日付の『大阪毎日新聞』に、「千賀博士の講和談(外務省の大失敗)」(傍点省略)という談話が載った。最初に、「京都帝国大学の千賀法学博士は今回の講和問題に関し左の如く語れり」という記者の文章があり、続いて、アメリカが日露戦争の周旋を申し出た真意についての千賀の見解が語られる。千賀は、アメリカの行動を支えているものとして、日本に対する好意以外に、アメリカの「商業上の利益」と、東洋における日本の勢力をあまりにも増大させないというアメリカ側の希望があるのだらうと述べ、アメリカの申し出に対して、外務省があまりに「譲歩的態度」とったことをきびしく批判する。「戦勝国」たる日本外務省としては、まずウラディボストーク(ウラジオストク)の明渡しを求め、その上で「全権委員」を命じて談判を始めるべきだったとし、以下きびしい講和条件を唱えている。ほぼ同じ主旨の談話が『京都日出新聞』同年6月16日と17日の各第1面に載っている。「外交の一大失敗 講和の前途(博士 千賀鶴太郎氏談)」上下がそれである。

千賀は、この前後に盛んに対外政策を論じている。例えば、『京都日出新聞』をみると、「大戦捷と外交」(同年6月5日付)、「日本の弱点」(6月6日付)、「日英新協約と未来の大戦争」上中下(10月1日、2日、3日付)が載って

第2章 京都帝国大学の創設

いる(いずれも談話)。10月28日、千賀は京都市教育会総集会で演説したが、その速記録が『外交時報』8巻11号(11月10日)に載っている(「日英同盟新協約を論ず」)。また『京都日出新聞』11月22日付紙面には「国家の体面を重ぜよ」という千賀の談話が載っている。

2. 千賀の経歴と文部省の内訓

千賀は、安政4(1857)年に備前(後の岡山県)の武士の子として生まれた。倉敷で講演しているのは、この生まれと関係があるのかもしれない。千賀は、明治30(1897)年夏に、日本における領事裁判権に関する論文をベルリン大学に提出して、博士号を得た。その末尾に彼がドイツ語で記した、その時点までの経歴をみると、以下のようである。上京して中村敬宇の同人社で英国近代の哲学を講じたこともあったが、英国の国家学に関する文献は欠点が多く一面的であると考えようになり、明治17(1884)年夏に、ドイツ国家学を学ぶつもりで『東京日日新聞』の在欧通信員としてベルリンへ赴任した。その後、ベルリン大学の哲学部と法学部で学び、一時同大学で日本語の講師をしたこともある。

帰国後の経歴をみると、明治32(1899)年京大法科大学教授となり、最初羅馬法講座を担当し、翌年からは国際公法講座の担当となった(羅馬法講座兼任)。なお、『京都帝国大学史』によれば、最初外交史を担当させる予定であったが、外交史は第1学年の科目としては不適當であると同時に、羅馬法の担当者がいなかったので、専任教授の就任をみるまで(後に春木一郎教授就任)、同講座を担当したのだという(外交史講座は大正期に設置された)。千賀の主著は『国際公法要義』明治42(1909)年であるが、他に著書として『法学全書 国際公法』大正6(1917)年、『国際公法 全』(京都法政大学から出版されているが刊行年不明)があり、複数の訳書がある。

文部省は、秘書官松浦鎮次郎名で木下総長に対し、明治38年6月17日付で、この月14日に山川東大総長宛に文相が送った内訓の写しを送った。同時に、木下総長宛に以下のような電報を打っている。「サクジツノオホサカマ

イニチシンブンニセンガハクシノコウワダンアリハナハダオダヤカナラズソ
ノガクシヨクイン〔学職員〕ニタイシジキヨクニクワンスルゲンドウヲツツシ
ムヤウゲンヂユウニトリシマリアリタシナホホンジツヒシヨカンヲシテトウ
キヨウテイコクダイガクソウチヨウニタイシハツシタルナイクンヲツウチヨ
ウセシメタリミギナイクンノシユシハキカンニオイテモドウヤウニココロエ
ラルベシ」（この電報の綴じられている『機密書類』の目次には「千賀博士の（大
阪毎日新聞掲載）構和談について、電報にて文部大臣より総長あて注意方ならびに
前件内訓同様心得べきよう訓令の件」とある）。この電報について、本学の公式
記録には何も記されていない。『大阪毎日新聞』と、（ほぼ同主旨の談話を載
せた）『京都日出新聞』の6月の紙面を調査したが、この電報の件は何も出
てこない。ただ、文部省の6月17日付のこの行動は、京都法科大学の教授た
ちが戸水事件に立ち上がる1つのエネルギー源となった可能性はあるといえ
よう。

興味深いエピソードを1つ紹介しておきたい。瀧川幸辰は千賀と同じく岡
山の生まれであるが、京大を卒業する時に、千賀の家に呼ばれ、国際法を研
究するように勧められ断った、という。すると、何か他の科目を専攻したい
のかと質問されたので刑法と答えたところ、千賀は富田山寿助教授が帰国し
たら君のことを伝えておくと述べた。その後富田から面会したいという通知
が来て瀧川が面会したところ「富田先生が言うのに、きみは刑法をやるそう
だが大いにやれ、よかろう、千賀先生から聞いたぞというわけです。それか
らいや応なしに刑法になったのです」と瀧川は語っている（我妻栄・末川博・
瀧川幸辰『法律学と私』1967年、198-199頁）。瀧川事件が起こった時、千賀は
瀧川を擁護する論陣を張ることはできなかった。その4年前にこの世を去っ
ていたからである。

第3項 法科大学教授会の選挙による学長選出

1. 『京都大学概覧』の記述

京都大学事務局『京都大学概覧』という謄写版刷の冊子がある。奥付をみると、昭和22(1947)年10月に事務局庶務課の作ったもので、編纂者は小川録郎である。この冊子の第7章「本学の自治」に以下のような記述がある(113-115頁)。

本学自治の沿革を尋ねれば、その資料は明治四十年に遡らなければならない。即ち

(中島〔中島とは明治39<1906>年に民法学の教授となった中島玉吉のことである——引用者〕談)当時法科大学長織田萬に辞意があり、同大学教授の間に後任学長互選の準備を進めていたが、これに対し木下総長は「自身は見ず聞かずの態度に立ちたい」との意向を洩し、また文部省では同大学の措置を以て大権干犯であるとして、強くこれに反対したのであつた。しかし法科大学では、これに顧慮することなく選挙を執行し、井上密教授が当選するに及んで、総長は法科大学よりの推薦書中に書かれた「選挙ノ結果」という字句を削つて、これを具状し、本省に推薦の結果、前記井上教授が学長に補せられたのであつた。

右補職の発令は明治四十年五月十日附であつたが、しかし文部省が、この前例のない選挙の結果を採用するに至つたことに就ては、これを余儀なくさせるに至つた東大の先行的な波瀾について一応述べなくてはならない。即ち

(中島談)「〔受けの〕がないため、どこまでが中島談なのか不明——引用者)明治三十八年、日露講話尚早論で物議を醸した七教授の中、戸水教授を文部省(休職に力)が文官分限令によつて罷免したことから、山川総長は教官任免に関する総長の具状権を無視せられた理由によつて辞任し、文部省は古参学長の農科大学長松井直吉教授を後任としたが、教授側の熾烈な反対を受け、遂に松井総長に辞任を勧告するに至つて、同総長は在職僅か十三日で職を辞した。

このことは文部省が総長職権の一部を無視したことに起因するのであるが、

更に大学の意向を無視されたこと、して益々波瀾を巻き起し、遂に久保田文相は責を引いて職を辞したと伝えられる。従つて、本学に於て法科大学が、学長選挙を執行しつゝあつたとき、文部省及び木下総長は、共に東大の前例に鑑み、本学の意向を無視することによつて、惹起せられるであらう事態の激化を極度に警戒していたことは容易にこれを察せられるところであつて、「見ず聞かずの態度に立ちたい」の言の如きも、文部省と法科大学との間に立つた総長の苦慮の告白であるともいえよう。而して、法科大学長発令の後、二箇月ならずして、七月一日木下総長の退官を見るに至つたのは、この責任に対する当然の帰結ではなかつたろうか。

以上の文章を読んで、問題を3点に整理して考えてみたい。①法科大学長の選挙は行われたか、②行われたとして、文部省と総長との間に確執があつたか、③①と②が共に存在したとして、それは総長退官の唯一の決定的なファクターだったか、の3点である。

2. 分科大学長の選挙

明治26(1893)年改正の帝国大学令は、評議員については各分科大学ごとに1名の教授の互選を認めていたが、分科大学長の互選の規定はない。京大発足当時から、分科大学長互選の要求は存在した。理工科大学長中沢岩太は、理工科大学教授4名の賛成者とともに、明治35(1902)年9月、木下総長宛「京都帝国大学官制改正ノ義ニ付建議」書を提出した。これは京都帝国大学官制第10条(「第六条職員〔教授・助教授・助手・書記——引用者〕ノ外各分科大学ニ学長一人ヲ置キ其ノ分科大学教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス 分科大学長ハ帝国大学令ノ規定ニ依リ総長監督ノ下ニ於テ各其ノ分科大学ノ事ヲ掌ル」)を以下のように改正してほしいという要求である。

第六条職員ノ外各分科大学ニ学長一人ヲ置キ帝国大学令ノ規定ニ依リ総長監督ノ下ニ於テ各其分科大学ノ事ヲ掌ラシム

分科大学長ハ其分科大学教授ノ互選ヲ以テ三名ノ候補者ヲ定メシメ其中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

分科大学長ノ就職期ハ八月一日ヲ以テ始メ満二ケ年ノ七月三十一日ヲ以テ終

第2章 京都帝国大学の創設

リトス

但二期以上ニ継続スルヲ得ス

(「木下広次関係文書」)

候補者を1名とせず、3名とするというこの漸進的な提案も採用されず、京都帝国大学官制第10条は改正されなかった。理工科大学は、大正3(1914)年7月に理科大学と工科大学に分かれた。大井(清一)名誉教授が昭和期に証言するところによれば、「大学長選挙ノコトハ 大正三年七月 大藤(高彦——引用者)工科大学長ノ投票ニヨル選挙ノ例ヲ創始トス」(『昭和十三年自八月至十一月 大学制度調査委員会一件』)とのことである。本学の西洋史の教授であった坂口昂(坂口遼編『ある歴史家の生涯——坂口昂とその家族たち』追補版、1983年参照)の日記である「鉄史斎日記」(「坂口昂日記」)によれば、大正5(1916)年5月25日補任の藤代禎輔文科大学長も互選によって選ばれている(同月10日の日記)。問題は、明治期に法科大学で学長選挙が実際に行われたかどうかであるが、本学の公式記録には何も記されていない。『文部省開申上申書類 自明治三十七年至明治四十年』をみても、明治39(1906)年10月、法科大学長織田萬が海外出張中、井上密に学長代理を命じた件の開申書類(総長から文相宛)があるだけである。ただ、理工科大学の建議書がある以上、法科大学にも学長選挙の要求があったから(高根義人の主張参照)、可能性としては法科大学で学長選挙が行われた可能性は完全には否定できない。行われたとしても事柄の性質上公式記録には記載されないであろうと思われる。ただ、一次史料で確認できない以上、可能性があったということ以上のことは、現時点ではいえない。将来の根本史料発掘でいずれかの結論の出される日を待ちたい。

それでは、万一法科大学長選挙が行われたとして、文部省との関係はどうかであろうか。戸水事件の関係だけでなく、当時の文部省をめぐる状況の把握も必要であろう。当時、内閣は第1次西園寺公望内閣であり、文部大臣は牧野伸顕であった。西園寺、牧野とも既にみたように京大創設に関して木下と検討したメンバーである。文部次官は沢柳政太郎であった。後の「沢柳事

件」時の京大総長となる人物である。専門学務局長は福原鐸二郎である。このようなトップクラスのメンバーからなる当時の文部省と木下との激しい確執を示す一次史料は現在のところ発見できないが、この問題も将来の解明に委ねるよりほかはないようである。

『大阪朝日新聞』（明治40年5月11日付）は「京都法科大学長更迭」という記事で、単に「京都帝国大学法科大学長織田萬氏は願に依り同大学長を免ぜられ井上密氏其の後任となれり」という事実のみを伝えている。

3. 木下総長の辞任

明治40(1907)年7月1日、木下総長は辞任した。当時の新聞記事はどのように述べているのであろうか。井上学長就任(5月10日)の前日付の『大阪毎日新聞』の「京都大学総長更迭説」は、木下総長は近来健康がすぐれないので、この頃いよいよ辞任の意を強めたようであるから、文部省では後任者について苦慮していることを伝えている。5月12日付の『大阪朝日新聞』の「天声人語」欄は、先程噂のあった木下総長の辞職説が昨今また伝わっている、今度は事実になるかもしれない、理由はもとより病気であり、近来とかく健康がすぐれないのは事実であるが、京大創設以来就任10年に及び、文科大学もいよいよ「整頓」したから、辞職して静養したいというのは無理がない、と述べ、後任候補者の名を数人挙げた後、かの法科大学のゴタゴタもようやく片づき、織田学長と井上博士が代わることになったので、思い出したようにこんな噂が出たのかと思われる、と語っている。この法科大学のゴタゴタが何を指しているのかははっきりしないが、従来の研究では、直前の法科大学の規程改正をめぐる紛糾を指すと考えられている(万一総長と文部省との対立があり、そのことをジャーナリストが知っているとするれば、そのことは明記されたであろうと思われる)。木下総長辞任の直前の6月26日付の「京都帝国大学総長」という『京都日出新聞』の記事は、先月下旬に総長が辞表を提出したので、その後任についていろいろ伝聞があることを伝えている。ただし、辞表提出の理由については述べていない。

第2章 京都帝国大学の創設

以上をまとめると、当時の新聞の説では、木下総長辞任の理由として①病
気、②4分科大学の設置完了、③法科大学の規程をめぐる紛糾が挙げられて
いたようである。このようにみえてくると、現在のところ確認されてはいない
が、万一法科大学長選挙が行われ、総長と文部省との間で確執があったとし
ても、それは木下総長辞任の諸ファクターの1つであって、唯一の決定的な
ファクターとはいえないように思われる。

明治期の組織や使節にはメンバーの若さという特質をもつものが多い。岩
倉使節団は明治4(1871)年に日本を出発したが、その年齢構成をみると、最
も年長の大使岩倉具視でも47歳、副使の伊藤博文は31歳、46名の大使・副使
以下書記官等のうち現在判明している44名分の平均年齢はほぼ32歳であり、
使節団は20代から30代を中心に構成されていた(田中彰『岩倉使節団「米欧回
覧実記」』1994年、14頁、年齢は数え年)。京大が発足した時、木下総長は、47
歳(嘉永4年1月25日生まれなので、太陽暦では1851年2月25生まれ、満46歳)、
初代理工科大学長中沢岩太は40歳(安政5年3月29日生まれなので、太陽暦では
1858年5月12生まれ、満39歳)、書記官中川小十郎は32歳(慶応2年1月4日
生まれなので、太陽暦では1866年2月18生まれ、満31歳)、舎監石川一は30歳
(慶応4=明治元年6月生まれ、太陽暦では1868年7月か8月生まれ、舎監に命じ
られたのは、1897年11月2日なのでその当時は満29歳)である。岩倉使節団には
留学生も同行しており、金子堅太郎、団琢磨、中江篤介(兆民)、津田梅(後
の梅子)たちがいた。京大も明治29(1896)年4月に最初の教授予定者2名の留
学生の発令をみたが、そのうち年少の岡松参太郎は明治4年9月9日生まれ
であり、太陽暦では1871年10月22日(改暦は明治5年12月3日に行われた)とな
るから、太陽暦で計算すると京大が発足した時満25歳(この時は留学中)、法
科大学教授に就任した時点(1899年9月11日)で満27歳だった。設置時期の点
からみても人的構成からみても若いこの大学は、その後大きな「大学自治」
をめぐる問題と出会うことになる。